

地域防災計画(一般編、震災編、事故編)の見直し(案) 新旧対照表

区分	京都府地域防災計画 一般計画編
----	-----------------

頁	現 行	修 正 案	修 正 理 由
	第1編 総則	第1編 総則	
4	第8章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 指定地方行政機関 8 近畿運輸局 (1)～(3) (略) (4) 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 (5)～(6) (略)	第8章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 指定地方行政機関 8 近畿運輸局 (1)～(3) (略) (4) 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者 及び倉庫事業者 に対する協力要請 (5)～(6) (略)	施設提供や荷捌き等の専門家の派遣を要請するため(近畿運輸局)
7	第5 指定公共機関 17 <u>郵便事業株式会社(京都支店)</u> (1)～(4) (略) 18 <u>郵便局株式会社(京都中央郵便局)</u> (1) 郵便局の窓口業務の維持	第5 指定公共機関 17 <u>日本郵便株式会社(京都中央郵便局)</u> (1)～(4) (略) (18) 削除 (5) 郵便局の窓口業務の維持	郵便関係会社統合(H24.10.1)のため(日本郵便)
8	第6 指定地方公共機関 16 <u>社団法人京都府看護協会</u> (略)	第6 指定地方公共機関 16 <u>公益社団法人京都府看護協会</u> (略)	公益社団法人へ移行(H24.4.1)(看護協会)
9	第9章 京都府の概況と災害の記録 第1節 位置と概況 (略) 河川は、河川法の1級河川が301(延長1,633.354m)、同法の2級河川が89(延長409.101m)、合計河川数390、延長2,042.455mである。(平成17年3月現在)(略)	第9章 京都府の概況と災害の記録 第1節 位置と概況 (略) 河川は、河川法の1級河川が304(延長1,636.197m)、同法の2級河川が89(延長409.101m)、合計河川数393、延長2,045.298mである。(平成24年3月現在)(略)	河川区分漢字記載、時点修正(建設交通部)
	第2編 災害予防計画	第2編 災害予防計画	

一般(1/27)

17	第1章 気象等観測・予報計画 第2節 計画の内容 第1 一般の利用に適合する予報及び警報 6 気象情報 (2) 大雨(雪)情報 ア 発表 「大雨(雪)に関する京都府(南部・北部)情報」(以下「大雨(雪)情報」という。)は、京都府気象台が発表する。 イ～エ (略)	第1章 気象等観測・予報計画 第2節 計画の内容 第1 一般の利用に適合する予報及び警報 6 気象情報 (2) 大雨(雪)情報 ア 発表 「大雨(雪)に関する京都府 気象 情報」(以下「大雨(雪)情報」という。)は、京都府気象台が発表する。 イ～エ (略)	誤記(京都府気象台)
30	●大雨(雪)に関する情報発表例(例文3)	●大雨(雪)情報発表例(例文3)	
35	第2 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報 1 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報 (1) 対象河川、区域等(京都府関係) <表>洪水予報基準点(京都府関連) 中 木津川(岩倉) 避難判断水位欄 <u>7.40</u> はん濫危険水位欄 <u>8.40</u>	第2 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報 1 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報 (1) 対象河川、区域等(京都府関係) <表>洪水予報基準点(京都府関連) 中 木津川(岩倉) 避難判断水位欄 <u>6.70</u> はん濫危険水位欄 <u>7.70</u>	危険水位見直し(H24.6.1)のため(近畿地方整備局)
37	3 知事が行う洪水予報 洪水によって相当な損害を生ずるおそれのある河川について、京都府と気象庁は共同して洪水予報を行う。(水防法第11条第1項)	3 京都府と気象庁とが共同して行う洪水予報 第1項に掲げた河川以外で 、洪水によって相当な損害を生ずるおそれのある河川について、京都府と気象庁は共同して洪水予報を行う。(水防法第11条第1項)	知事が単独で行う業務ではないため。国所管の洪水予報指定河川は対象としないことを明記(京都府気象台)
42	4 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知 <表>知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等 水防警報欄 年谷川 <u>(予定)</u> 曾我谷川 <u>(予定)</u> 犬飼川 <u>(予定)</u> 与保呂川 <u>(予定)</u>	4 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知 <表>知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等 水防警報欄 年谷川 <u>平24.9.4</u> 曾我谷川 <u>平24.9.4</u> 犬飼川 <u>平24.9.4</u> 与保呂川 <u>平24.9.4</u>	水防警報河川に指定されたため(建設交通部)
47	第5 津波警報等 <表>発表基準・解説・発表される津波の高さ等	第5 津波警報等 ※「発表基準・解説・発表される津波の高さ等」表の下に次の文言及び表を挿入 【平成25年3月7日から適用】 <表>津波警報等の種類と発表される津波の高さ等	改正した津波警報等が運用されるため(京都府気象台)

種 類	発 表 基 準	解 説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3 m以上である場合	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。 3m、4m、5m、8m、10m以上
	津波	予想される津波の高さが高いところで1 m以上3 m未満である場合	高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。 1m、2m
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上1 m未満であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで、0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

- 注1 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 注2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合との潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 注3 京都府の津波予報区は「京都府」である。

114 <表> (表題なし)

第11 京都府の雨量・水位の観測と通報・公表要領

51 2 雨量・水位の通報要領

(1) 雨量水位の通報
(略) 水防法第12条第1項の定めによる指定水位を超えているときの水位の通報は、上記によるものとする。

(2) 障害時の通報
ア 通報の手段
(7) 電話による通報
雨量の通報例：(略)
水位の通報例：(略)
「〇〇川〇〇水位観測所の水位が、〇時現在、指定水位(警戒水位)を上(下)回り、〇.〇〇mです。(略)」

(4) (略)

イ 通報の時期

- 指定水位又は、警戒水位に達したとき
- 指定水位に達してから指定水位を下回るまでの間の毎正時ごと

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予報の区分	発表される津波の高さの数値での発表	定性的表現での発表	津波警報発令開始した場合による大津波
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3 mを超ええる場合	1.0 m < 高さ	1.0 m超	巨大	津波に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人、車中から降りる、海流や磯釣りなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	5 m < 高さ ≤ 10 m	10 m		
		3 m < 高さ ≤ 5 m	5 m		
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m < 高さ ≤ 3 m	3 m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2 m < 高さ ≤ 1 m	1 m	(表記なし)	津波では避難の必要はない。車の中にいる人はただちに降り上がって、車中から降りる。海流や磯釣りは危険なので行わない。津波警報が解除されるまで着込んだり海岸に近づいたりしない。

- (注1 削除)
- 注1 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合との潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- (注3 削除)

<表> 津波予報の発表基準と発表内容

第11 京都府の雨量・水位の観測と通報・公表要領

2 雨量・水位の通報要領

(1) 雨量水位の通報
(略) 水防法第12条第1項の定めによる水防団待機水位を超えているときの水位の通報は、上記によるものとする。

(2) 障害時の通報
ア 通報の手段
(7) 電話による通報
雨量の通報例：(略)
水位の通報例：(略)
「〇〇川〇〇水位観測所の水位が、〇時現在、水防団待機水位(はん濫注意水位)を上(下)回り、〇.〇〇mです。(略)」

(4) (略)

イ 通報の時期

- 水防団待機水位又は、はん濫注意水位に達したとき
- 水防団待機水位に達してから水防団待機水位を下回るまでの間の毎正時ごと

上部表とは内容が異なるため、適切な表題を追記(京都府地方気象台)

用語改正による(建設交通部)

- 指定水位又は、警戒水位を下回ったとき
 - その他、必要と認められるとき
- ウ 通報の中止
- 指定水位を下回ったとき
 - 警戒水位以下で、今後の水位上昇が、認められなくなったとき
- 水防態勢を解いたとき (略)

51 3 雨量・水位・ダム諸量及び河川防災カメラ画像の公表
河川課・砂防課は、府管理の雨量・水位及びダム諸量のデータを、関係気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、常時インターネット(京都府ホームページ)、地上デジタルデータ放送等により公表する。
また、河川防災カメラ画像についても、常時インターネット、地上デジタルデータ放送等により公表する。
水防法第12条第2項の定めによる警戒水位を超えているときの水位の公表は、上記によるものとする。

52 5 各機関の雨量・水位観測所
(1)~(2) (略)
(3) J R 西日本の雨量観測所は、次のとおりである。

京都支社 12箇所
福知山支社 6箇所
(4) (略)

52 第12 京都府土砂災害警戒情報システム(土砂災害監視システム)による監視

1 土砂災害警戒情報の発表
土砂災害警戒情報の支援資料として、府管理の100雨量局から集約された降雨データを気象庁へ提供し、気象庁が解析雨量、降水短時間予報、土壌雨量指数、土砂災害判定メッシュなどの作成に利用し、京都府へ還元する。(略)

54~55 <表> 京都府雨量観測所(テレメータ)
平成23年6月15日現在

56~57 <表> 京都府水位観測所(テレメータ)

- 水防団待機水位又は、はん濫注意水位を下回ったとき
 - その他、必要と認められるとき
- ウ 通報の中止
- 水防団待機水位を下回ったとき
 - はん濫注意水位以下で、今後の水位上昇が、認められなくなったとき
 - 水防態勢を解いたとき (略)

3 雨量・水位・ダム諸量及び河川防災カメラ画像の公表
河川課・砂防課は、府管理の雨量・水位及びダム諸量のデータを、関係気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、常時インターネット(京都府ホームページ)、地上デジタルデータ放送、携帯電話等により公表する。
また、河川防災カメラ画像についても、常時インターネット、地上デジタルデータ放送、携帯電話等により公表する。
水防法第12条第2項の定めによるはん濫注意水位を超えているときの水位の公表は、上記によるものとする。

5 各機関の雨量・水位観測所
(1)~(2) (略)
(3) J R 東海、J R 西日本の雨量観測所は、次のとおりである。
東海旅客鉄道株式会社
関西支社 3箇所
西日本旅客鉄道株式会社
京都支社 12箇所
福知山支社 6箇所
(4) (略)

第12 京都府土砂災害警戒情報システム(土砂災害監視システム)による監視

1 土砂災害警戒情報の発表
土砂災害警戒情報の支援資料として、府管理の102雨量局から集約された降雨データを気象庁へ提供し、気象庁が解析雨量、降水短時間予報、土壌雨量指数、土砂災害判定メッシュなどの作成に利用し、京都府へ還元する。(略)

<表> 京都府雨量観測所(テレメータ)
平成24年11月30日現在 に差替え(畑川ダム、畑郷の2箇所追加)

<表> 京都府水位観測所(テレメータ)

公表媒体追加、用語改正による(建設交通部)

JR西日本にあわせて記載(JR東日本)

雨量計追加(建設交通部)

観測所追加(建設交通部)

平成23年6月15日現在

平成24年11月30日現在 に差替え (追加は下記16箇所)

水位計追加 (建設交通部)

観測所名	河川名	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	堤防高	所在地	所管	洪水予報	水防警報	水位情報
(仮)興戸	防賀川						設置予定	山城北土木事務所			
(仮)大住	手原川						設置予定				
(仮)田辺	天津神川						設置予定				
(仮)河原	馬坂川						設置予定				
(仮)奈島	長谷川						設置予定				
(仮)市辺	青谷川						設置予定				
(仮)多賀	南谷川						設置予定				
(仮)下赤田	赤川						設置予定				
(仮)五ヶ庄	赤野次郎川						設置予定				
(仮)重並	新川						設置予定		山城南土木事務所		
(仮)崎田	天神川						設置予定				
(仮)平尾	不動川						設置予定	南丹土木事務所			
(仮)河原尻	七谷川						設置予定				
(仮)西田	三保川						設置予定	中丹東土木事務所			
(仮)上安	米田川						設置予定				
(仮)江尻	真名井川						設置予定	丹後土木事務所			

(表欄外)

※鴨川 (荒神橋)、桂川 (保津橋・鳥羽)、園部川 (小山) 以外の河川の危険水位は、特別警戒水位設定の根拠とした水位

(表欄外)

※鴨川 (荒神橋)、桂川 (保津橋・鳥羽)、園部川 (小山) 以外の河川のはん濫危険水位は、避難判断水位設定の根拠とした水位

61 <図>京都府雨量水位観測所配置図

<表>京都府雨量水位観測所配置図

平成24年11月30日現在 に差替え
(雨量: 畑川ダム・畑郷、水位: 黒瀬を追加)

雨量観測所、水位観測所増設 (建設交通部)

64 <表>国土交通省水位観測所 (テレメータ) 宇治川 (楨尾山) 所属欄 桂川 (亀岡) 所属欄

<表>国土交通省水位観測所 (テレメータ) 中 宇治川 (楨尾山) 所属欄 淀川ダム統合管理事務所 桂川 (亀岡) 所属欄 淀川河川事務所

記載もれ (近畿地方整備局)

66 <表>京都府積雪観測所及び警戒積雪深観測点名 舞鶴市松尾

<表>京都府積雪観測所及び警戒積雪深観測点名 舞鶴市松尾 (*2) (欄外に追加)(*2) 参考値 (所在地 訂正)

警戒積雪深を算定するデータがないため(中丹広域振興局)

68 <図>京都府予報警報等伝達経路図 (京都地方気象台からの伝達先に追加)

<図>京都府予報警報等伝達経路図 京都地方気象台 → 府警察本部

実情と整合 (京都地方気象台)

一般 (5/27)

舞鶴地方気象台 → 舞鶴海上保安部 京都府防災・原子力安全課 → [各部]

舞鶴地方気象台 → 舞鶴海上保安部 京都府防災・原子力安全課 → [各部] (商工労働観光部を追加)

誤記 (八管海上保安本部) 記載もれ (商工労働観光部)

70 <図>由良川 (下流・上流) 洪水予報の連絡系統 近畿地方整備局 → 近畿総合通信局

<図>由良川 (下流・上流) 洪水予報の連絡系統 近畿地方整備局 (→削除)

実情と整合 (近畿地方整備局)

72 <図>由良川幹川水防警報の連絡系統 近畿地方整備局福知山河川国道事務所 → 京都地方気象台

<図>由良川幹川水防警報の連絡系統 近畿地方整備局福知山河川国道事務所 (→削除)

伝達機関ではないため (京都地方気象台)

79 <図>年谷川、曾我谷川、犬飼川水防警報の連絡系統 *1 年谷川、曾我谷川、犬飼川の水防警報は、水防団待機水位 (指定水位)、はん濫注意水位 (警戒水位) の設定以降とする。 *2 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画 (地域防災計画) で定める。

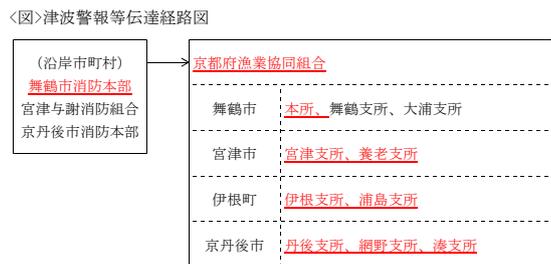
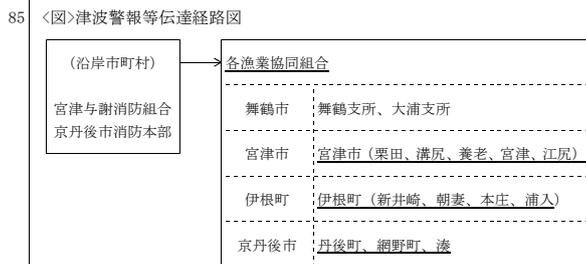
<図>年谷川、曾我谷川、犬飼川水防警報の連絡系統 (*1 削除) * 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画 (地域防災計画) で定める。

水防警報河川指定による注意書き *1 の削除 (建設交通部)

81 <図>伊佐津川、志楽川、与保呂川水防警報・水位情報の連絡系統 中丹東土木事務所 → 舞鶴市消防本部 → 関係事務所等 中丹広域振興局 → 管内地方機関 舞鶴警察署

<図>伊佐津川、志楽川、与保呂川水防警報・水位情報の連絡系統 中丹東土木事務所 → 舞鶴市 舞鶴市消防本部 → 関係事務所等 中丹広域振興局 → 管内地方機関 舞鶴警察署

連絡先追加 (建設交通部)



漁業協同組合合併による (農林水産部、伊根町ほか)、記載もれ

第3章 河川防災計画 第2節 河川改修計画 第2 京都府の河川整備 (略) また、東日本大震災を教訓に、天井河川などでは、一旦破堤し氾濫すれば広域かつ甚大な被害を及ぼすことが予想されるため、堤防や

第3章 河川防災計画 第2節 河川改修計画 第2 京都府の河川整備 (略) また、東日本大震災及び府南部豪雨を教訓に、天井河川などでは、一旦破堤し氾濫すれば広域かつ甚大な被害を及ぼすことが予想され

H24.8月府南部豪雨について 追記 (建設交通部)

	水路橋など河川構造物について耐震化を検討し対策を実施する。		るため、堤防や水路橋など河川構造物について補強耐震化を検討し対策を実施する。	
95	第3節 ダムの現状と洪水調節 第4 和知ダム（関西電力） 1 ダムの現状 (1) (略) 有効貯水容量 1,286,600m ³ (略) 2～3 (略)		第3節 ダムの現状と洪水調節 第4 和知ダム（関西電力） 1 ダムの現状 (1) (略) 有効貯水容量 1,286,200m ³ (略) 2～3 (略)	誤記（関西電力）
98	<図>大野ダム放流通報の連絡系統 (略) 公営企業管理事務所→企業局（企業総務室）		<図>大野ダム放流通報の連絡系統 (略) 公営企業管理事務所→文化環境部（建設整備課）	組織改正による（文化環境部）
100	<図>和知ダム放流通報の連絡系統 関西電力㈱和知ダム管理所→舞鶴市消防本部・舞鶴警察署		<図>和知ダム放流通報の連絡系統 関西電力㈱和知ダム管理所→舞鶴市・舞鶴市消防本部・舞鶴警察署	記載漏れ（中丹広域振興局）
102	<図>日吉ダム放流通報の連絡系統 (水資源機構日吉ダム管理所からの連絡先を追加)		<図>日吉ダム放流通報の連絡系統 水資源機構日吉ダム管理所→南丹市日吉支所・南丹市八木支所	実情と整合（水資源機構）
103	第4章 林地保全計画 第1節 国有林・官行造林地対策計画 第1 現状 府内には、国有林約4,621ha、公有林野等官行造林地（以下「官行造林地」という。）約1,975haがある。 このうち4,110ha(国有林3,331ha、官行造林地779ha)が水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、水害防備、干害防備、なだれ防止、魚付、保健、風致の保安林に指定されている。(略)		第4章 林地保全計画 第1節 国有林・官行造林地対策計画 第1 現状 府内には、国有林約4,621ha、公有林野等官行造林地（以下「官行造林地」という。）約1,919haがある。 このうち4,142ha(国有林3,363ha、官行造林地779ha)が水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、水害防備、干害防備、なだれ防止、魚付、保健、風致の保安林に指定されている。(略)	H24.4.1時点数値へ修正（近畿中国森林管理局）
103	第2節 民有林対策計画 第1 治山事業 1 現状 府内森林面積343,073haのうち約93,532haは、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。(略)		第2節 民有林対策計画 第1 治山事業 1 現状 府内森林面積343,027haのうち、民有林森林面積は335,536haであり、そのうち98,623haは、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。(略)	民有林森林面積を追記、時点修正（農林水産部）
104	3 計画の内容 <表>別表 林野庁所管の地すべり防止区域		3 計画の内容 <表>別表 林野庁所管の地すべり防止区域	区域名表示順を統一、摘要欄

一般（7/27）

	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地すべり防止区域名</th> <th>所在地</th> <th>面積ha</th> <th>地質</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋谷</td> <td>福知山市大江町字橋谷</td> <td>63.26</td> <td>第三紀層</td> <td>昭和49年指定</td> </tr> <tr> <td>木元</td> <td>姫路市宇治原町奥山田字木元</td> <td>17.37</td> <td></td> <td>昭和50年指定</td> </tr> <tr> <td>土ヶ畑</td> <td>魚岡市畑野町土ヶ畑の上</td> <td>7.21</td> <td></td> <td>昭和47年指定</td> </tr> <tr> <td>舟ヶ谷</td> <td>宮津市長江舟ヶ谷</td> <td>54.26</td> <td></td> <td>昭和46年指定</td> </tr> <tr> <td>：</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地すべり防止区域名	所在地	面積ha	地質	摘要	橋谷	福知山市大江町字橋谷	63.26	第三紀層	昭和49年指定	木元	姫路市宇治原町奥山田字木元	17.37		昭和50年指定	土ヶ畑	魚岡市畑野町土ヶ畑の上	7.21		昭和47年指定	舟ヶ谷	宮津市長江舟ヶ谷	54.26		昭和46年指定	：						<table border="1"> <thead> <tr> <th>地すべり防止区域名</th> <th>所在地</th> <th>面積ha</th> <th>地質</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木元</td> <td>姫路市宇治原町奥山田字木元</td> <td>17.37</td> <td>第三紀層</td> <td>昭和38年指定</td> </tr> <tr> <td>土ヶ畑</td> <td>魚岡市畑野町土ヶ畑の上</td> <td>7.21</td> <td></td> <td>昭和47年指定</td> </tr> <tr> <td>橋谷</td> <td>福知山市大江町字橋谷</td> <td>63.26</td> <td></td> <td>昭和49年指定</td> </tr> <tr> <td>舟ヶ谷</td> <td>宮津市長江舟ヶ谷</td> <td>54.26</td> <td></td> <td>昭和47年指定</td> </tr> <tr> <td>：</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地すべり防止区域名	所在地	面積ha	地質	摘要	木元	姫路市宇治原町奥山田字木元	17.37	第三紀層	昭和38年指定	土ヶ畑	魚岡市畑野町土ヶ畑の上	7.21		昭和47年指定	橋谷	福知山市大江町字橋谷	63.26		昭和49年指定	舟ヶ谷	宮津市長江舟ヶ谷	54.26		昭和47年指定	：					を当初指定に統一（農林水産部）
地すべり防止区域名	所在地	面積ha	地質	摘要																																																												
橋谷	福知山市大江町字橋谷	63.26	第三紀層	昭和49年指定																																																												
木元	姫路市宇治原町奥山田字木元	17.37		昭和50年指定																																																												
土ヶ畑	魚岡市畑野町土ヶ畑の上	7.21		昭和47年指定																																																												
舟ヶ谷	宮津市長江舟ヶ谷	54.26		昭和46年指定																																																												
：																																																																
地すべり防止区域名	所在地	面積ha	地質	摘要																																																												
木元	姫路市宇治原町奥山田字木元	17.37	第三紀層	昭和38年指定																																																												
土ヶ畑	魚岡市畑野町土ヶ畑の上	7.21		昭和47年指定																																																												
橋谷	福知山市大江町字橋谷	63.26		昭和49年指定																																																												
舟ヶ谷	宮津市長江舟ヶ谷	54.26		昭和47年指定																																																												
：																																																																
104	第3 森林整備事業（造林事業） 1 現状 平成21年度末の府内の人工林面積は約126,000haである。近年、拡大造林面積は年間100から200ha程度で推移してきたが、一層低下の傾向にある。(略) これらは外材輸入による木材価格の低迷や労務の不足等が原因と考えられる。 2 計画の方針 市町村森林整備事業計画や間伐等推進計画に基づき、着実な森林の整備を推進することにより、木材の生産機能はもとより森林の公益的機能の高度発揮を図る。 3 計画の内容 森林による二酸化炭素の吸収は、温暖化対策において特に重要なものとして位置付けられており、間伐等推進計画に基づき間伐等を積極的に推進し、森林の適正な整備・保全を図ることとする。(略)		第3 森林整備事業（造林事業） 1 現状 平成23年度末の府内の人工林面積は126,231haである。近年、拡大造林面積は年間50から170ha程度で推移してきたが、一層低下の傾向にある。(略) これらは外材輸入による木材価格等の低迷や担い手の不足等が原因と考えられる。 2 計画の方針 森林環境保全整備事業計画に基づき、着実な森林の整備を推進することにより、木材の生産機能はもとより森林の公益的機能の高度発揮を図る。 3 計画の内容 森林による二酸化炭素の吸収は、地球温暖化対策において特に重要なものとして位置付けられており、間伐等を積極的に推進し、森林の適正な整備・保全を図ることとする。(略)	時点修正、適切な文言に修正（農林水産部） 事業計画名変更、計画廃止のため（農林水産部）																																																												
105	第5章 砂防関係事業計画 第3節 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達 (略) 平成23年12月現在における府内の指定区域は下表のとおりである。 (略) <表>指定区域一覧（平成23年12月現在）		第5章 砂防関係事業計画 第3節 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達 (略) 平成24年11月現在における府内の指定区域は下表のとおりである。 (略) <表>指定区域一覧（平成24年11月現在）に差替え	指定区域追加による時点修正（建設交通部）																																																												
109	第7節 砂防対策計画 第1 現状 また、府内には次のとおり砂防指定地がある。 箇所数1,421箇所（平成23年12月11日現在）		第7節 砂防対策計画 第1 現状 また、府内には次のとおり砂防指定地がある。 箇所数1,424箇所（平成24年11月1日現在）	時点修正（建設交通部）																																																												
110	第8節 土石流対策計画 第2 計画の方針と内容 (略) 特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。		第8節 土石流対策計画 第2 計画の方針と内容 (略) 特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。	重要施設である避難所を追加（建設交通部）																																																												

110	<p>第9節 地すべり対策計画 第2 計画の方針と内容 (略) 特に保全対象人家が10戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。(略)</p>	<p>第9節 地すべり対策計画 第2 計画の方針と内容 (略) 特に保全対象人家が10戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、<u>避難所等の他</u>、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。(略)</p>	<p>重要施設である避難所を追加 (建設交通部)</p>
111	<p>第10節 急傾斜地崩壊対策計画 第1 現状 (略) 急傾斜地崩壊危険区域が指定されている箇所は「急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表」のとおりであり、<u>297</u>箇所となっている。 (略)</p>	<p>第10節 急傾斜地崩壊対策計画 第1 現状 (略) 急傾斜地崩壊危険区域が指定されている箇所は「急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表」のとおりであり、<u>308</u>箇所となっている。 (略)</p>	<p>時点修正 (建設交通部)</p>
111	<p>第2 計画の方針と内容 (略) 特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。(略) また、急傾斜地崩壊危険箇所の内、 1～2 (略) 3 雨水排除・植樹・法面保護等の崩壊<u>防災</u>対策を推進する。</p>	<p>第2 計画の方針と内容 (略) 特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、<u>避難所等の他</u>、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。(略) また、急傾斜地崩壊危険箇所の内、 1～2 (略) 3 雨水排除・植樹・法面保護等の崩壊<u>防止</u>対策を推進する。</p>	<p>重要施設である避難所を追加 (建設交通部)</p>
114	<p><表>土砂災害危険箇所等一覧表 (その2) <u>平成23年12月1日現在</u></p>	<p><表>土砂災害危険箇所等一覧表 (その2) <u>平成24年11月1日現在 に差替え</u></p>	<p>時点修正 (建設交通部)</p>
115	<p>第6章 農業用施設防災計画 第1節 現状 第2 農業用ため池 農業用ため池は府内に<u>1,600</u>余箇所あり、水田面積の約4割に当たる1,200haの重要な用水補給源になっているが、決壊すると下流に大きな被害をもたらす場合が予想され、農業用施設の中では、最も注意を要する施設である。</p>	<p>第6章 農業用施設防災計画 第1節 現状 第2 農業用ため池 農業用ため池は府内に<u>約1,600</u>箇所あり、水田面積の約4割に当たる1,200haの重要な用水補給源になっているが、決壊すると下流に大きな被害をもたらす場合が予想され、農業用施設の中では、最も注意を要する施設である。</p>	<p>適切な文言に修正 (農林水産部)</p>
123	<p>第8章 港湾海岸施設防災計画 第1節 海岸の現状 <表> (海岸保全区域) 国土交通省港湾局所管 海岸延長 <u>131.1</u>km 国土交通省河川局</p>	<p>第8章 港湾海岸施設防災計画 第1節 海岸の現状 <表> (海岸保全区域) 国土交通省港湾局所管 海岸延長 <u>132.9</u>km 国土交通省<u>水管理・国土保全局</u></p>	<p>修正 (建設交通部) 組織改正 (H23.7.1) による (建設交通部)</p>
	<p>第10章 道路及び橋梁防災計画 <道路除雪基本要綱></p>	<p>第10章 道路及び橋梁防災計画 <道路除雪基本要綱></p>	

一般 (9/27)

131	<p>第9 気象観測等 1 (略) 2 建設交通部長は、京都地方気象台及び<u>舞鶴海洋気象台</u>において、注意報及び警報が発表された場合、直ちに関係機関に通報するものとする。 3 (略)</p>	<p>第9 気象観測等 1 (略) 2 建設交通部長は、京都地方気象台<u>から</u>、注意報及び警報が発表された場合、直ちに関係機関に通報するものとする。 3 (略)</p>	<p>京都北部の気象予警報等の担当官署の変更 (京都への一元化) のため (京都地方気象台)</p>
148	<p>第12章 建造物防災計画 第1節 建造物の防災対策 第3 対象建築物と具体的対策 3 住宅、その他の建築物 (1)～(3) (略) (4) 共同住宅等については、<u>平成11年度から順次</u>、建築基準法第12条の規定による定期報告を実施することとしており、所有者等に制度の周知を図るとともに、本制度の活用により、建築物の定期点検を促進し、必要な改修を指導する。</p>	<p>第12章 建造物防災計画 第1節 建造物の防災対策 第3 対象建築物と具体的対策 3 住宅、その他の建築物 (1)～(3) (略) (4) 共同住宅等については、建築基準法第12条の規定による定期報告を実施しており、所有者等に制度の周知を図るとともに、本制度の活用により、建築物の定期点検を促進し、必要な改修を指導する。</p>	<p>開始 (H11年) から相当経過しているため (建設交通部)</p>
151	<p>第13章 文化財災害予防計画 第1節 現状 第1 建造物 (略) 国指定建造物は府内に<u>602</u>棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている<u>565</u>棟のうち、未設置のものは<u>1</u>棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。 一方、府指定・登録文化財建造物は<u>428</u>棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の<u>291</u>棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。(略)</p>	<p>第13章 文化財災害予防計画 第1節 現状 第1 建造物 (略) 国指定建造物は府内に<u>614</u>棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている<u>577</u>棟のうち、未設置のものは<u>23</u>棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。 一方、府指定・登録文化財建造物は<u>440</u>棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の<u>300</u>棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。(略)</p>	<p>時点修正 (教育庁)</p>
151	<p>第2 美術工芸品 (有形民俗文化財を含む) 府内における国指定文化財の所有者は<u>413</u>社寺等 (国有・公有は除く。) である。(略) また、府指定・登録文化財は、現在<u>181</u>所有者、<u>259</u>件 (国有・公有は除く。) を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが<u>71</u>件 (一部寄託4件を含む。)、これ以外の<u>188</u>件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは50件ある。残る<u>138</u>件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。</p>	<p>第2 美術工芸品 (有形民俗文化財を含む) 府内における国指定文化財の所有者は<u>414</u>社寺等 (国有・公有は除く。) である。(略) また、府指定・登録文化財は、現在<u>183</u>所有者、<u>262</u>件 (国有・公有は除く。) を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが<u>73</u>件 (一部寄託4件を含む。)、これ以外の<u>189</u>件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは50件ある。残る<u>139</u>件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。</p>	<p>時点修正 (教育庁)</p>
151	<p>第3 史跡、名勝、天然記念物 府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は<u>132</u>件、府指定・登録の史</p>	<p>第3 史跡、名勝、天然記念物 府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は<u>133</u>件、府指定・登録の史</p>	<p>時点修正 (教育庁)</p>

	跡、名勝、天然記念物は60件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。	跡、名勝、天然記念物は61件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。	
151	第5 文化的景観 府内に国選定重要文化的景観は1件、府選定文化的景観は8件選定されている。	第5 文化的景観 府内に国選定重要文化的景観は1件、府選定文化的景観は9件選定されている。	時点修正（教育庁）
156	第14章 危険物等保安計画 第2節 計画の内容 第3 毒物、劇物予防対策 (略) 府保健所及び健康福祉部業務課（京都市内）の毒物劇物監視員は、その取扱状況について保健衛生上の見地から随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締を行っている。	第14章 危険物等保安計画 第2節 計画の内容 第3 毒物、劇物予防対策 (略) 府保健所及び健康福祉部業務課（京都市所管以外の京都市内）及び京都市の毒物劇物監視員は、その取扱状況について保健衛生上の見地から随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締を行っている。	京都市内の販売業、業務上取扱者は京都市が立入検査等を実施のため（健康福祉部）
164	第15章 消防組織整備計画 <表>（別紙1）市町村相互応援協定締結状況一覧 平成21年4月1日現在	第15章 消防組織整備計画 <表>（別紙1）市町村相互応援協定締結状況一覧 平成24年4月1日現在 に差替え	時点修正
170	第16章 鉄道施設防災計画 第5節 北近畿タンゴ鉄道株式会社の計画 第3 降積雪に対する対策 3 除雪機等 除雪モーターカーの配置箇所 表中 <u>ロータリーモーターカー</u>	第16章 鉄道施設防災計画 第5節 北近畿タンゴ鉄道株式会社の計画 第3 降積雪に対する対策 3 除雪機等 除雪モーターカーの配置箇所 表中 <u>モーターカーロータリー</u>	誤記（北近畿タンゴ鉄道）
171	<表>（別表2）雨量計の設置停車場と規制区間 雨量計設置停車場等 <u>福知山運転支区</u> ・峰山 運転中止・連 325mm ・木津温泉 運転中止・連 325mm ・辛皮 徐行運転・連+間 100+1mm	<表>（別表2）雨量計の設置停車場と規制区間 雨量計設置停車場等 <u>福知山運転所</u> ・峰山 運転中止・連 350mm ・木津温泉 運転中止・連 300mm ・辛皮 徐行運転・連+間 100+10mm	組織再編に伴う名称変更・実態に合わせる（北近畿タンゴ鉄道）
190	第19章 資材器材等整備計画 <図>自衛隊、警察等の支援又は協力による炊出し連絡系統 陸上自衛隊の要請連絡系統図 (略) 府防災・原子力安全課 要請 陸上自衛隊第7普通科連隊第3科 (電話番号(略)) 福知山駐屯地当直司令室 (電話番号(略))	第19章 資材器材等整備計画 <図>自衛隊、警察等の支援又は協力による炊出し連絡系統 陸上自衛隊への要請連絡系統図 (略) 府防災・原子力安全課 要請 陸上自衛隊第7普通科連隊第3科 (電話番号(略)) <u>陸上自衛隊第4施設団第3科*</u> (電話番号(略))	京都府南部における災害派遣要請は第4施設団のため（陸自第4施設団）

一般（11/27）

192 ~193	第20章 防災知識普及計画 第3節 学校における防災教育 各学校においては、災害・防災に関する学習と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。 第1 児童生徒等に対する教育 災害時及び災害予防活動時における児童生徒等の安全の確保及び防災対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、災害の基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともにボランティア精神を培うための教育を推進する。 第2 教職員に対する教育 教職員の防災対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識の醸成及び応急処置等の技能の向上を図る。	第20章 防災知識普及計画 第3節 学校における防災教育 各学校においては、防災に関する学習と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。 第1 児童生徒等に対する教育 災害時及び災害予防活動時における児童生徒等の安全の確保及び災害への対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、 <u>発災のメカニズム</u> の基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともにボランティア精神を培うための教育を推進する。 第2 教職員に対する教育 教職員の <u>災害への対応能力</u> を高めるため、研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識の醸成及び <u>応急手当</u> 等の技能の向上を図る。	防災に災害も含むため（教育庁） 対応能力を広義にとらえるため、地震以外に対応（教育庁） 対応能力を広義にとらえるため、学習指導要領と整合（教育庁）
202	第24章 交通対策及び輸送計画 第2節 緊急通行車両 第2 緊急通行車両の事前届出制度 災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両の需要数を事前に把握して、確認手続きの省力化・効率化を図るため、第1に規定する車両を対象にした事前届出制度を導入し、その事務手続等については、警察本部において定める。 1~2 (略) (項目新設)	第24章 交通対策及び輸送計画 第2節 緊急通行車両 第2 緊急通行車両の事前届出制度 災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両の需要数を事前に把握して、確認手続きの省力化・効率化を図るため、第1に規定する車両を対象にした事前届出制度を導入し、その事務手続等については、警察本部において定める。 1~2 (略) <u>3 使用の本拠の位置が京都府内にある車両</u>	緊急通行車両等の事前届出・確認手続要領の改正による（府警察本部）
205 ~206	第25章 医療助産計画 章中、 <u>基幹災害医療センター</u> <u>地域災害医療センター</u> 第2節 計画の内容	第25章 医療助産計画 章中、 <u>基幹災害拠点病院</u> <u>地域災害拠点病院</u> 第2節 計画の内容	災害医療対策事業等実施要綱改正(H24.3.21)による（健康福祉部）

<p>205 第3 基幹災害医療センター及び地域災害医療センター 〈表〉(資料) 災害医療センター一覧 (地域災害拠点病院に山城北医療圏内医療機関を追加) (その他緊急医療災害医療チーム保有医療機関を一覧に追加)</p> <p>206 第7 災害時搬送システムの確立 関係機関は、災害時の患者、医薬品等の資器材、医療救護班等の搬送を確保するため、次のとおり整備に努める。 1 (略) 2 <u>基幹災害医療センターのヘリポートの整備</u></p> <p>228 第36章 都市公園施設防災計画 第1節 現況 府立都市公園は、現在11箇所、<u>404.7</u>ヘクタールある。(略) 〈表〉京都市立都市公園(平成23年4月1日現在) 丹波自然運動公園 供用面積 <u>53.1</u>ha 合計 供用面積 <u>404.7</u>ha</p> <p>230 第37章 広域防災活動拠点計画 第2節 広域防災活動拠点とする施設 第1 施設名、所在地 〈表〉(広域防災活動拠点施設) 丹波自然運動公園 面積 <u>52.7</u>ha</p>	<p>第3 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院 〈表〉(資料) 災害拠点病院等一覧 <u>山城北医療圏 第二岡本総合病院</u> <u>京都・乙訓医療圏 国立病院機構京都センター</u> <u>国立大学法人京都大学医学部附属病院</u> <u>公立大学法人京都府立医科大学附属病院</u></p> <p>第7 災害時搬送システムの確立 関係機関は、災害時の患者、医薬品等の資器材、医療救護班等の搬送を確保するため、次のとおり整備に努める。 1 (略) 2 <u>災害拠点病院</u>のヘリポートの整備</p> <p>第36章 都市公園施設防災計画 第1節 現況 府立都市公園は、現在11箇所、<u>404.8</u>ヘクタールある。(略) 〈表〉京都市立都市公園(平成24年4月1日現在) 丹波自然運動公園 供用面積 <u>53.2</u>ha 合計 供用面積 <u>404.8</u>ha</p> <p>第37章 広域防災活動拠点計画 第2節 広域防災活動拠点とする施設 第1 施設名、所在地 〈表〉(広域防災活動拠点施設) 丹波自然運動公園 面積 <u>53.2</u>ha</p>	<p>災害拠点病院の追加、DMAT保有機医療機関の記載(健康福祉部)</p> <p>基幹災害拠点病院にはヘリポートが整備済のため(健康福祉部)</p> <p>時点修正(建設交通部)</p> <p>時点修正(建設交通部)</p>
<p>235 第3編 災害応急対策計画 第1章 災害対策本部等運用計画 第2節 府の活動体制 〈図〉雪害発生時の本部設置基準 京都府雪害対策連絡本部 委員 <u>整備部理事官(危機管理対策室長)</u></p> <p>239 (節追加)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 災害対策本部等運用計画 第2節 府の活動体制 〈図〉雪害発生時の本部設置基準 京都府雪害対策連絡本部 委員 <u>危機管理対策室長</u></p> <p>第6節 広域応援協力計画 第1 国に対する応援要請 1 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条第1項に基づき指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は同法第30条第1項に基づき内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求める。(参考資料：資料編3-18) 内閣総理大臣及び指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の出遣の要請及びあつ旋を求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行う。 (1) 派遣を要請(あつ旋)する理由 (2) 派遣を要請(あつ旋)する職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項 2 知事は、応急措置を実施するため、又は市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、災対法第70条第3項に基づき指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。 3 知事は、地震、台風、水災等の非常事態の場合においてこれらの災害が発生した市町村の消防からの消防組織法第24条の3の規定による応援要請に基づき、同条の規定により消防庁長官に応援要請する。 消防応援に関する緊急時の特例 (1) 消防庁長官は、災害の規模等に照らし緊急を要し、都道府県の知事からの要請を待たずとも認められるときは、要請を待たないで、災害発生市町村のため、他の都道府県の知事に対し、消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができるものとする。 (2) 消防庁長官は、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、災害発生市町村のため、他の市町村の長に対し、応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。 第2 他の都道府県に対する応援要請 1 知事は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第74条第1項に基づき他の都道府県知事に対し、応援要請する。 なお、必要に応じて全国知事会、関西広域連合に対し調整を要請する。 2 知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」に基づき、応援主管府県の大阪府又は応援副主管府県の福井県に応援要請する。 3 知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、近畿ブロック知事会の幹事府県に応援要請する。</p>	<p>組織改正による(府警察本部)</p> <p>震災備と統一(防災原子力安全課)</p>

第3 市町村に対する応援指示等

1 知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするために、特に必要があると認めるときは、災対法第72条に基づき被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。

2 知事は、消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、消防組織法第24条の3第2項に基づきその区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置をとることを求める。

第4 広域的応援体制

1 災害の規模が大きく、被害が甚大な場合に、関西広域連合による広域応援体制の整備を図る。

2 府警察本部は大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、広域的な災害警備活動にあたる広域緊急援助隊を編成し、広域応援体制の整備を図る。

3 人命の救助活動等をより効果的かつ充実するため編成した緊急消防援助隊による広域応援体制の整備を図る。

4 市町村等は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。

なお、知事は、市町村の相互応援協定の締結について指導・助言する。

第5 職員の派遣

他府県又は市町村から職員の派遣の要請又はあつ旋要求があつたときは、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。

第6 近畿地方整備局

1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害が発生した場合」という。）、近畿地方整備局は「災害時の応援に関する申し合わせ（平成17年6月14日締結）」に基づき、京都府に対し応援を行う。

2 計画の内容

(1) 応援の内容

ア 被害情報の収集・伝達

イ 災害の応急復旧

ウ 二次災害の防止

エ その他必要と認められる事項

(2) 応援の要請

京都府建設交通部長は災害が発生した場合、近畿地方整備局企画部長へ口頭又は電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書

「災害時の応援に関する申し合わせ」（H17.6.14締結）に基づく応援を追加（近畿地方整備局）

提出する。

近畿地方整備局は、京都府から応援の要請を受け応援を行う場合は、京都府に応援する旨を口頭又は電話により伝え、事後速やかに文書対応を行う。

(3) 応援の実施

近畿地方整備局は京都府の応援要請に対し、災害対策用資機材等及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行う

(4) 応援要請によらない応援

近畿地方整備局は災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、応援要請を待ついとまがないと認められるときは、被害情報の収集・伝達に関し独自の判断で応援を行う。

第7節 災害対策本部の設置及び閉鎖

第8節 災害対策本部の組織等

〈図〉京都府災害対策本部組織図
文化環境部、商工労働観光部（各班を現在の課構成に合わせ修正）

〈図〉災害対策本部の事務分掌
文化環境部、健康福祉部、商工労働観光部（各班を現在の課構成に合わせ修正）
建設交通部中 国土交通省水管理・国土保全局

第9節 現地災害対策本部運用計画

第3 現地災害対策本部の職員
〈表〉（現地対策本部）
その他の職員 警察本部危機管理対策室長

第10節 複合災害時の対応

第11節 企業等の事業継続に係る情報提供・収集窓口
企業等の事業継続に係る情報提供・収集が必要であるときは、災害対策本部にそのための窓口を設置する。

第12節～第14節（略）

〈図〉災害対策本部要員動員計画表
文化環境部、商工労働観光部（各班を現在の課構成に合わせ修正）

節番号繰下げ
節番号繰下げ
府組織改正による（文化環境部・商工労働観光部）
府組織改正による（文化環境部・健康福祉部・商工労働観光部）
組織改正（H23.7.1）による（建設交通部）
組織改正による（府警察本部）
節番号繰下げ
地域防災見直し部会 京都BCP検討会議委員意見の反映（防災原子力安全課）
節番号繰下げ
府組織改正による（文化環境部・商工労働観光部）

263	<p>第3章 通信情報連絡活動計画</p> <p>〈図〉被災市町村長からの災害情報等の伝達系統</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>孤立防止無線欄 笠置町、和束町 孤立</u> ・ <u>注「孤立」とは西日本電信電話機設置の「孤立防止対策用衛星電話」のことである。</u> ・ 向日市 <u>環境政策課</u> ・ 福知山市 <u>総務課</u> ・ 宮津市 <u>総務室</u> ・ 伊根町 <u>衛星通信系防災情報システム</u> 	<p>第3章 通信情報連絡活動計画</p> <p>〈図〉被災市町村長からの災害情報等の伝達系統</p> <p>(孤立防止無線 欄名、記載、注意書き 削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 向日市 <u>防災安全課</u> ・ 福知山市 <u>危機管理室</u> ・ 宮津市 <u>企画総務室</u> (N T T電話番号(直通)を追加) ・ 伊根町 <u>衛星通信系防災情報システム (番号変更)</u> 	<p>孤立防止要衛星電話廃止のため (N T T西日本) 組織改正(H24.4.1)のため(向日市) 組織改正のため</p> <p>組織改正(H23.4.1)のため(宮津市) 電話機変更 (伊根町)</p>
266	<p>〈表〉防災関係機関と災害対策本部各部の分担</p> <p>関係機関 <u>郵便事業株式会社京都支店</u> <u>郵便局株式会社(京都中央郵便局)</u> <u>社団法人京都府看護協会</u></p>	<p>〈表〉防災関係機関と災害対策本部各部の分担</p> <p>関係機関 <u>日本郵便株式会社(京都中央郵便局)</u> (削除) <u>公益社団法人京都府看護協会</u></p>	<p>郵便関係会社統合(H24.10.1)のため(日本郵便) 公益社団法人へ移行(H24.4.1)(看護協会)</p>
282	<p>第7章 水防計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第4 水防活動</p> <p>1 水防体制</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 大野ダム管理事務所の水防体制</p> <p>ア 京都地方気象台又は舞鶴海洋気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられた時は大野ダム操作規則第13条の規定に基づき洪水警戒体制に入るものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>第7章 水防計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第4 水防活動</p> <p>1 水防体制</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 大野ダム管理事務所の水防体制</p> <p>ア 京都地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられた時は大野ダム操作規則第13条の規定に基づき洪水警戒体制に入るものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>京都北部の気象予警報等の担当官署の変更(京都への一元化)のため(京都地方気象台)</p>
290	<p>第8章 避難に関する計画</p> <p>第6節 避難者健康対策</p> <p>第1 計画の方針</p> <p><u>避難生活の長期化による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、避難者の健康保持を図る。</u></p> <p>第3 体制の整備</p> <p>1 <u>府保健所を中心に市町村、府精神保健福祉総合センター、府家庭支</u></p>	<p>第8章 避難に関する計画</p> <p>第6節 避難者健康対策</p> <p>第1 <u>活動の方針</u></p> <p><u>災害発生から刻々と変化する中で、避難生活による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、被災者の健康保持を図る。</u></p> <p>第3 <u>支援活動体制及び活動内容</u></p> <p><u>被災者の健康問題に対応するため、被災地市町村と府は保健師や栄養</u></p>	<p>東日本大震災での経験を踏まえ、急性期と中長期の時系列に分けて再構成、こころのケアチームとの連携を追究(健康福祉部)</p>

一般(17/27)

<p><u>援総合センター、府児童相談所、関係機関などとの連携を図り、協力体制を確保する。</u></p> <p>2 <u>被害の程度に応じて、隣接する保健所、他府県の自治体に支援を求める。</u></p> <p>3 <u>府保健所長は、地域の避難者の健康対策を推進するため、地域のニーズを踏まえ、府精神保健福祉総合センター、府児童相談所、関係機関などから派遣される関係職員を構成員とする支援チームを組織し、その活動を指導する。</u></p> <p>第4 保健活動の実施</p> <p><u>被災住民の健康相談等に対応するため、保健師、栄養士等による巡回健康相談チームを編成し、救護所及び福祉事務所等関係機関と連携しながら、被災者の健康保持のため以下の事業を行う。</u></p> <p>1 <u>活動体制</u></p> <p>(1) <u>市町村(京都市を除く)は被災者の状況等、被害の状況を速やかに、管轄保健所長に報告するとともに、避難者の健康保持を図るため、必要な保健サービスの復旧を図る体制づくりに努め、保健所に協力要請を行う。</u></p> <p>(2) <u>府保健所は、活動計画の作成、巡回健康相談チームの編成及びスタッフへの日々の活動内容の指示を行う。</u></p> <p>(3) <u>本庁は、他府県の自治体等に対して巡回健康相談チームの支援スタッフの派遣依頼を行う。</u></p> <p>2 <u>事業内容</u></p> <p>(1) <u>避難所等における巡回健康相談、被災地における一般家庭・仮設住宅入居者への訪問指導及び健康調査</u></p> <p>ア <u>避難生活の長期化に伴う健康障害の予防、高齢者、妊産婦、障害者、難病患者、人工透析患者やその他疾病を持った人の健康状況の悪化防止のために、巡回健康相談・栄養相談を実施するとともに、救護所等と連携し、適切な治療に繋げる。</u></p> <p>イ <u>被災地の一般家庭・仮設住宅入居者への訪問指導を通じて被災者のニーズを把握し、関係者関係機関に情報提供を行うとともに、福祉との相互調整を図り、被災者に対して必要な保健・医療・福祉のサービスが受けられるように調整、支援を行う。</u></p> <p>ウ <u>被災者の健康調査(栄養調査、歯科検診等)を、関係機関の協力を得て行い、潜在的な健康障害を早期に発見し、所要の措置を行う。</u></p> <p>(2) <u>健康教育・健康づくりの集い等の開催</u></p> <p>ア <u>被災者が相互交流できる場を設定し、必要な健康情報を提供しながら、被災者のニーズに合わせた健康教育、健康相談を行う。</u></p> <p>第10章 食料供給計画</p>	<p>士等の支援チームを編成し支援活動にあたる。</p> <p>1 <u>災害発生から概ね2週間</u></p> <p>(1) <u>自宅滞在している被災者への保健活動</u></p> <p>ア <u>地域住民の被災状況を把握するとともに、居宅滞在者の健康調査を実施する。</u></p> <p>イ <u>健康維持や生活活動等に必要な保健・医療・福祉(介護)の情報を提供するとともに必要に応じた支援を行う。</u></p> <p>(2) <u>避難所の被災者への保健活動</u></p> <p>ア <u>被災住民への健康相談により、被災者の健康状況を把握する。</u></p> <p>イ <u>医療が必要な者を早期に発見し必要な医療・保健指導を行うため、巡回診療体制を準備し実施する。</u></p> <p>ウ <u>避難所支援関係者との連絡調整、連携、情報共有により、環境整備を図る。</u></p> <p>(3) <u>支援体制の企画・調整活動</u></p> <p>ア <u>派遣支援者へのオリエンテーションを企画・実施する。</u></p> <p>イ <u>居宅及び避難所の被災者への支援体制づくり及び調整を行う。</u></p> <p>ウ <u>救護所やこころのケアチーム等関係部局や関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有を図る。</u></p> <p>エ <u>職員健康管理として、心身の疲労状況を把握し必要に応じて対処する。</u></p> <p>オ <u>必要物品・設備の点検及び整備、調整を行う。</u></p> <p>2 <u>災害発生概ね2週間以降</u></p> <p>(1) <u>新たな環境に適応できるよう、住民間交流やコミュニティづくりを支援する。</u></p> <p>(2) <u>避難生活の長期化に伴う身体的・精神的・社会的健康問題の変化を把握し、支援方法について検討し実施する。</u></p> <p>(3) <u>一時避難所から仮設住宅入居あるいは自宅等へ移る者及び仮設住宅から自宅へ戻る者等に対する生活環境等を支援する。</u></p> <p>(4) <u>通常業務を再開するための体制づくりを行う。</u></p> <p>第10章 食料供給計画</p>	<p>一般(18/27)</p>
--	--	------------------

297	第1節 計画の方針 被災者等に対して速やかに食料供給ができるよう、供給・調達その他必要な事項を定める。	第1節 計画の方針 被災者等に対して速やかに食料供給ができるよう、供給・調達その他必要な事項を定める。 <u>被災地の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u>	防災基本計画修正(H24.9.6)による(男女共同参画課)
298	第3節 給食に必要な米穀の確保 第3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達 1～2(略) 3 政府所有米穀の供給についての手続きは次のとおりとする。 ア 生産局長への要請は「災害救助用米穀の引渡要請書」等により行う。 イ 知事は、生産局長と供給する政府所有米穀及び引渡方法を調整し「政府所有米穀売買契約書」を締結する。 ウ(略)	第3節 給食に必要な米穀の確保 第3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達 1～2(略) 3 政府所有米穀の供給についての手続きは次のとおりとする。 ア 生産局長への要請は「災害救助用米穀の引渡要請書」により行う。 イ 知事は、生産局長と供給する政府所有米穀及び引渡方法を調整し「政府所有 <u>主要</u> 米穀売買契約書」を締結する。 ウ(略)	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」変更(H21.5.29)による(近畿農政局)
300	第11章 生活必需品等供給計画 第1節 計画の方針 被災者に対する被服、寝具その他生活必需品及び応急復旧資材の確保と供給を迅速、円滑に実施し、災害時に不安混乱を生じないよう調達の計画および配分要領等を定めるものとする。	第11章 生活必需品等供給計画 第1節 計画の方針 被災者に対する被服、寝具その他生活必需品及び応急復旧資材の確保と供給を迅速、円滑に実施し、災害時に不安混乱を生じないよう調達の計画および配分要領等を定めるものとする。 <u>被災地の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u>	防災基本計画修正(H24.9.6)による(男女共同参画課)
301	第6節 応急復旧資材の調達あつ旋 第1 市町村から要請される応急復旧資材については、京都府において調達のあつ旋を行う。 第2 <u>近畿中国森林管理局管内の主要貯木場に年間を通じて、7,000aの災害復旧用材を備蓄し、府の要請によりすみやかに提供できるよう措置する。</u>	第6節 応急復旧資材の調達あつ旋 市町村から要請される応急復旧資材については、京都府において調達のあつ旋を行う。 (第2 削除)	現状と整合(管内貯木場を保有しておらず、備蓄財対応が困難)(近畿中国森林管理局)
307	第12章 給水計画 〈図〉給水の連絡系統 府災害対策本部 → [他府県担当課・電話番号] → 陸上自衛隊第7普通科連隊(順位1) → 第4施設団第3科(ウ2) → 関西地区補給処企画室(ウ3)	第12章 給水計画 〈図〉給水の連絡系統 府災害対策本部 → [他府県担当課・電話番号] (現課名等に修正) → 陸上自衛隊第7普通科連隊 (削除) (削除)	時点修正(文化環境部)
309	第13章 住宅対策計画 第5節 建築資材の調達	第13章 住宅対策計画 第5節 建築資材の調達	

一般(19/27)

311	災害救助法による応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に要する木材等の調達は、第3編第10章に定める計画によって行うが、特に必要が生じたときは国有林野産物(木材等)の減額販売を受けることができる。(略)	災害救助法による応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に要する木材等の調達は、第3編第11章に定める計画によって行うが、特に必要が生じたときは国有林野産物(木材等)の減額販売を受けることができる。(略)	章番号の修正
315	第14章 医療助産計画 章中、 <u>基幹災害医療センター</u> <u>地域災害医療センター</u>	第14章 医療助産計画 章中、 <u>基幹災害拠点病院</u> <u>地域災害拠点病院</u>	災害医療対策事業等実施要綱改正(H24.3.21)による(健康福祉部)
315	〈図〉空輸のための応援要請をする場合の連絡系統 (略) → 府防災・原子力安全課 → 京都市消防局消防指令センター → 府警察本部警備第一課 → 陸上自衛隊第7普通科連隊第3科 (略) → 海上自衛隊舞鶴地方総監部 → 第八管区海上保安本部警備救護部救難課	〈図〉空輸のための応援要請をする場合の連絡系統 (略) → 府防災・原子力安全課 → 京都市消防局消防指令センター → 府警察本部警備第一課 → 陸上自衛隊第7普通科連隊第3科 (略) → <u>陸上自衛隊第4施設団第3科</u> → 海上自衛隊舞鶴地方総監部 → 第八管区海上保安本部警備救護部救難課	第4施設団へ災害派遣要請した場合は、第4施設団が窓口となるため(陸自第4施設団)
326	第19章 文教応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 第2 被害情報の収集・伝達 (略) 災害により電話、ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話や電子メール等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。	第19章 文教応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 第2 被害情報の収集・伝達 (略) 災害により <u>固定電話</u> 、ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話や電子メール等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。	携帯電話と区別(教育庁)
327	第4節 学校等における安全対策 第1 学校における安全対策 4 保護者への児童生徒等の引渡し 児童生徒等を引渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により速やかに保護者と連絡をとり、安全、確実に実施する。	第4節 学校等における安全対策 第1 学校における安全対策 4 保護者への児童生徒等の引渡し 児童生徒等を引渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により速やかに保護者と連絡をとり、安全、確実に実施する <u>とともに、保護者の安全にも十分に留意する。</u>	保護者の安全にも配慮(教育庁)
328	第5節 教育に関する応急措置 第6 学校給食の対策 学校給食物資の確保及び応急給食の実施については、財団法人京都府学校給食会等と協議し、必要な措置を講じる。	第5節 教育に関する応急措置 第6 学校給食の対策 学校給食物資の確保及び <u>応急的な給食</u> の実施については、財団法人京都府学校給食会等と協議し、必要な措置を講じる。	給食の内容を広げるとらえるため(教育庁)
	第20章 輸送計画	第20章 輸送計画	

330 第2節 輸送力の確保
第1 京都府
1 (略)
2 府が市町村から輸送の確保について要請を受けたとき及び府公用車に不足を生じたときは、近畿運輸局京(略)

335 <図>輸送計画の連絡系統
3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合
府災害対策本部
→ 京都市消防局消防指令センター
→ 府警察本部警備第一課
→ 陸上自衛隊第7普通科連隊第3科 (略)
→ 海上自衛隊舞鶴地方総監部
→ 第八管区海上保安本部警備救護部救難課

340 第21章 交通規制に関する計画
第1節 計画の方針
災害時における交通の安全を確保するための交通規制、標示、道路標識及び航路標識の設置、交通情報の収集及び広報についてその要領を定める。
第2節 交通規制対策
第1 関係機関の対策
1 警察本部等の対策
(1)～(7) (略)
(8) 警察本部長は、人命救助等の災害応急対策がおおむね終了したと認められた場合は、道路等の復旧状況及び復旧・復興に必要な交通需要を勘案の上、法交通規制を解除し、道路交通法に基づく交通規制を実施する。
第4節 交通情報の収集及び提供
第1 府警察本部の対策
1 交通情報の収集
(1) (略)
(2) 交通管制センターにおいては現地警察又は道路管理者等から、定時又は不定時に交通障害状況、交通流動状況等の交通情報を収集する。
(3) 管下各警察署、高速道路交通警察隊から交通障害の概況及び対策

341
～342

342

第2節 輸送力の確保
第1 京都府
1 (略)
2 府が市町村から輸送の確保について要請を受けたとき及び府公用車に不足を生じたときは、近畿運輸局京都運輸支局に車両借上げを要請し、輸送力の確保に万全を期する。(略)

<図>輸送計画の連絡系統
3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合
府災害対策本部
→ 京都市消防局消防指令センター
→ 府警察本部警備第一課
→ 陸上自衛隊第7普通科連隊第3科 (略)
→ 陸上自衛隊第4施設団第3科
→ 海上自衛隊舞鶴地方総監部
→ 第八管区海上保安本部警備救護部救難課

第21章 交通規制に関する計画
第1節 計画の方針
災害時における交通の安全と円滑を確保するための交通規制、標示、道路標識及び航路標識の設置、交通情報の収集及び広報についてその要領を定める。
第2節 交通規制対策
第1 関係機関の対策
1 府警察本部等の対策
(1)～(7) (略)
(8) 警察本部長は、人命救助等の災害応急対策がおおむね終了したと認められた場合は、道路等の復旧状況及び復旧・復興に必要な交通需要を勘案の上、法交通規制を解除する。
第4節 交通情報の収集及び提供
第1 府警察本部の対策
1 交通情報の収集
(1) (略)
(2) 交通管制センターにおいては現地警察又は道路管理者等から、定時又は不定時に道路交通の状況等の道路交通情報を収集する。
(3) 管下各警察署、高速道路交通警察隊から道路交通の状況及びとら

記載もれ(近畿運輸局)

第4施設団へ災害派遣要請した場合は、第4施設団が窓口となるため(陸自第4施設団)

震災編と整合(府警察本部)
交通規制を解除する状態であれば更なる交通規制は不要(府警察本部)

文言の適正化、近畿管区警察組織名称変更(府警察本部)

一般(21/27)

並びに復旧工事の見直しについて報告させること。
(4) 近畿管区警察局交通担当課(吹田高速道路管理室を含む。)隣接府県警察本部交通規制担当課(交通管制担当課を含む。)一般国道・府道及び京都市道の道路管理者・日本道路交通情報センター並びに各新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関と相互連絡を密にして情報の交換に努めること。
(5) (略)

345 第5節 異常気象時における道路通行規制要領
<表>阪神高速道路の交通規制基準

発生事案	規制基準値	規制の内容	広 報
強 風	風速15m/s以上	注意表示	道路情報ラジオ放送 道路情報板の掲示 日本道路交通情報センターからのラジオ放送
	風速25m/s以上	通行禁止	
大 雨	—	注意表示・その他必要な交通規制	同 上
火 災	—	状況により現場付近の交通規制又は通行禁止	同 上
濃 霧	視程300m以下	注意徐行表示	同 上
	視程 50m以下	通行禁止	
地 震	震度4	注意表示	同 上
	震度5弱	減速表示・入路閉鎖	
	震度5強以上	通行禁止	

347 <図>道路・交通の災害情報等の伝達系統
土木事務所 ↔ 市町村 ↔ 広域振興局



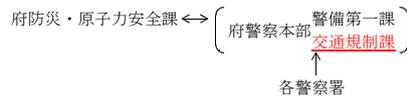
355 <表>特殊通行規制区間及び道路通行規制基準(2/3)

れた対策並びに道路の復旧工事の見直しについて報告させること。
(4) 近畿管区警察局交通担当課(高速道路管理室を含む。)隣接府県警察本部交通規制担当課(交通管制担当課を含む。)一般国道、府道、京都市道、高速道路自動車道等の道路管理者・日本道路交通情報センター並びに各新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関と相互連絡を密にして情報の交換に努めること。
(5) (略)

第5節 異常気象時における道路通行規制要領
<表>阪神高速道路の交通規制基準

発生事案	区間	規制基準値	規制の内容	広 報
強 風	全線	風速15m/s以上	注意表示	道路情報ラジオ放送 道路情報板の掲示 日本道路交通情報センターによる広報
		風速25m/s以上	通行禁止	
大 雨	山科 鴨川西	時間雨量50mm以上	巡回強化・注意表示	道路情報ラジオ放送 道路情報板の掲示 日本道路交通情報センターによる広報
		連続雨量140mm以上 かつ時間雨量50mm以上	通行禁止	
火 災	全線	—	状況により現場付近の交通規制又は通行禁止	同 上
		視程300m以下	注意徐行表示	
濃 霧	全線	視程 50m以下	通行禁止	同 上
		震度4	注意表示	
		震度5弱	減速表示・入路閉鎖	
地 震	全線	震度5強以上	通行禁止	同 上
		震度5弱	減速表示・入路閉鎖	

<図>道路・交通の災害情報等の伝達系統
土木事務所 ↔ 市町村 ↔ 広域振興局



<表>特殊通行規制区間及び道路通行規制基準(2/3)

大雨時における交通規制区間及び規制基準値設定(H24.6.1)のため(阪神高速道路)

迅速かつ正確な情報伝達を行うため(山城広域振興局)

迅速な情報伝達を行うため(府警察本部)

<p>綾部インター線 (迂回路を追加)</p> <p>366</p> <p>376</p> <p>377</p> <p>382</p> <p>383</p>	<p>綾部インター線 (迂回路を追加)</p> <p>第22章 災害警備計画 <図>警備計画の連絡系統 京都市内各署警備本部 <u>堀川警察署</u> (電話番号) <u>五条警察署</u> (電話番号) <u>七条警察署</u> (電話番号)</p> <p>第25章 鉄道施設応急対策計画 第4節 北近畿タンゴ鉄道株式会社の計画 第2 事故対策本部及び事故復旧本部の設置 事故が発生した場合及びそのおそれがあるときは、下記の基準により、<u>運行本部</u>内に事故対策本部を、事故現場に事故復旧本部を設置する。</p> <p>第3 部外機関への協力要請 表中 自衛隊(担当者) 経営企画部長</p> <p>第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画 第2節 電気施設応急対策計画 第2 計画の内容 1 非常災害前の対策 (1) 設備の予防強化 洪水等の被害より防護するため諸施設の災害予防について<u>応急対策</u>を講ずる。 発変電、送配電設備の工事中又は仮工事実施中のものは速やかに本工事を完了するほか、<u>応急措置</u>を講ずる通信設備については予備電源装置の試運転、燃料冷水の補給等を行う。 (2)～(3) (略)</p> <p>第3節 ガス施設応急対策計画 第2 応急対策 1 (略) 2 応急対策要員の確保 (1)～(2) (略) (3) 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、<u>社団法人日本ガス協会</u>の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。 3～5 (略)</p>	<p>綾部インター線 迂回路 (<u>府</u>)<u>福知山綾部</u>・(<u>市</u>)<u>西町青野</u></p> <p>第22章 災害警備計画 <図>警備計画の連絡系統 京都市内各署警備本部 <u>中京警察署</u> (電話番号) <u>下京警察署</u> (電話番号)</p> <p>第25章 鉄道施設応急対策計画 第4節 北近畿タンゴ鉄道株式会社の計画 第2 事故対策本部及び事故復旧本部の設置 事故が発生した場合及びそのおそれがあるときは、下記の基準により、<u>宮津本部</u>内に事故対策本部を、事故現場に事故復旧本部を設置する。</p> <p>第3 部外機関への協力要請 表中 自衛隊(担当者) <u>総務部長</u></p> <p>第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画 第2節 電気施設応急対策計画 第2 計画の内容 1 非常災害前の対策 (1) 設備の予防強化 洪水等の被害より防護するため諸施設の災害予防について<u>対策</u>を講ずる。 発変電、送配電設備の工事中又は仮工事実施中のものは速やかに本工事を完了するほか、<u>予防措置</u>を講ずる通信設備については予備電源装置の試運転、燃料冷水の補給等を行う。 (2)～(3) (略)</p> <p>第3節 ガス施設応急対策計画 第2 応急対策 1 (略) 2 応急対策要員の確保 (1)～(2) (略) (3) 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、<u>一般社団法人日本ガス協会</u>の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。 3～5 (略)</p> <p>記載漏れ (中丹広域振興局)</p> <p>警察署再編(H24.4.1)による (府警察本部)</p> <p>組織再編に伴う名称変更 (北近畿タンゴ鉄道)</p> <p>組織再編に伴う名称変更 (北近畿タンゴ鉄道)</p> <p>予防施策に係る記載であるため文言を適正化 (関西電力)</p> <p>名称変更 (中部近畿産業保安監督部)</p>
--	---	---

一般 (23 / 27)

<p>409</p> <p>423</p> <p>424</p> <p>442</p> <p>442</p> <p>443</p>	<p>第30章 自衛隊災害派遣計画 第5節 災害派遣要請手続 1 知事が要請する場合 (第1の場合) 陸上自衛隊第7普通科連隊長 <u>自衛隊緊急要請窓口</u> 第7普通科連隊第3科 (略)</p> <p>第34章 京都府災害支援対策本部運用計画 <図>京都府災害支援対策本部組織図 文化環境部, 商工労働観光部</p> <p><図>京都府災害支援対策本部事務分掌 文化環境部, 商工労働観光部</p> <p>第4編 災害復旧計画 第1章 生活確保対策計画 第7節 金融措置計画 第2 内容 1 近畿財務局京都財務事務所の措置 (1) 現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、金融機関等に対し、金融上の措置を講じるよう要請する。 ア 対象金融機関等 (7) 預貯金取扱金融機関 主要行等 (※)、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、信用農業・漁業協同組合連合会、農業・漁業協同組合 ※主要行等には、都市銀行、信託銀行、ゆうちょ銀行を含む。 (イ)～(ウ) (略) (エ) 証券会社 イ 金融上の措置の要請事項 (7) (略) (イ) 生命保険会社・損害保険会社・少額短期保険会社 a (略) b 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置</p>	<p>第30章 自衛隊災害派遣計画 第5節 災害派遣要請手続 1 知事が要請する場合 (第1の場合) <u>(1) 陸上自衛隊第7普通科連隊長</u> 第7普通科連隊第3科 (略) <u>(2) 陸上自衛隊第4施設団長</u> <u>第4施設団第3科</u> <u>所在地 宇治市広野町風呂外1-1</u> <u>電話番号 (略)</u></p> <p>第34章 京都府災害支援対策本部運用計画 <図>京都府災害支援対策本部組織図 文化環境部, 商工労働観光部 (<u>各班を現在の課構成に合わせ修正</u>)</p> <p><図>京都府災害支援対策本部事務分掌 文化環境部, 商工労働観光部 (<u>各班を現在の課構成に合わせ修正</u>)</p> <p>第4編 災害復旧計画 第1章 生活確保対策計画 第7節 金融措置計画 第2 内容 1 近畿財務局京都財務事務所の措置 (1) 現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、金融機関等に対し、金融上の措置を講じるよう要請する。 ア 対象金融機関等 (7) 預貯金取扱金融機関 主要行等 (※)、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、<u>農林中央金庫</u>、<u>商工組合中央金庫</u>、労働金庫、信用農業・漁業協同組合連合会、農業・漁業協同組合 ※主要行等には、都市銀行、信託銀行、ゆうちょ銀行を含む。 (イ)～(ウ) (略) (エ) 証券会社等 イ 金融上の措置の要請事項 (7) (略) (イ) 生命保険会社・損害保険会社・少額短期保険会社 a (略) b 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置</p> <p>京都府南部における災害派遣要請は第4施設団のため (陸自第4施設団)</p> <p>府組織改正による (文化環境部・商工労働観光部)</p> <p>府組織改正による (文化環境部・商工労働観光部)</p> <p>近畿財務局防災マニュアルと文言統一 (京都財務事務所)</p>
---	---	---

生命保険又は損害保険料の払込については、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料及び損害保険料の払込については、契約者の災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

(ウ) (略)

(エ) 証券会社

a～b (略)

c 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置

d～e (略)

第8節 郵便事業計画

第2 内容

1～2 (略)

3 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、郵便法第18条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

4 (略)

第2章 公共土木施設復旧計画

第2節 国土交通省の計画

第2 災害復旧の実施

2 災害査定の実施

(略) 災害発生後、河川、道路、港湾、都市施設等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。

3～4 (略)

第4章 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

第3節 農林漁業関係融資

第2 株式会社日本政策金融公庫の融資

<表>貸付けの条件の各欄

貸付金の限度：300万円（簿記記帳を行っている者に限り、「特認」による所定の範囲内で拡大あり）

利率(年利)：1.15%（平成21年1月26日現在）

第5章 住宅復興計画

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料及び損害保険料の払込については、契約者の災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

(ウ) (略)

(エ) 証券会社等

a～b (略)

c 被災者顧客から、預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置

d～e (略)

第8節 郵便事業計画

第2 内容

1～2 (略)

3 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、郵便法第18条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

4 (略)

第2章 公共土木施設復旧計画

第2節 国土交通省の計画

第2 災害復旧の実施

2 災害査定の実施

(略) 災害発生後、河川、道路、港湾、海岸、都市施設等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。

3～4 (略)

第4章 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

第3節 農林漁業関係融資

第2 株式会社日本政策金融公庫の融資

<表>貸付けの条件の各欄

貸付金の限度：600万円（簿記記帳を行っている者に限り、「特認」による所定の範囲内で拡大あり）

利率(年利)：0.40～0.60%（償還期限に応じて）（平成24年10月22日現在）

第5章 住宅復興計画

郵便関係会社統合(H24.10.1)により支店はなくなったため(日本郵便)

追記(近畿地方整備局)

「農林漁業e-フィネット資金実施要綱」変更(H23.4.1)、日本政策金融公庫の利率変更(H24.10.22)による(近畿農政局)

一般(25/27)

<表>公営住宅関係住宅災害対策

Table with columns for disaster types (一般災害, 激甚災害) and procedures (本激, 局撤, 要件, 措置). Rows include '建設' and '復旧' with detailed procedural steps.

第6章 中小企業復興計画

第2節 計画の内容

第2 京都府の計画

災害を受けた中小零細企業に対してその状況に応じてその都度判断し対策を講じていく。

その内容としては

1～2 (略)

3 府産業支援センター(府中小企業技術センター、(財)京都産業21)、府織物・機械金属振興センター、各広域振興局に災害復旧に係る相談窓口を設け、融資相談等に応じ、復旧資金の金融円滑化に対処する。

<表>公営住宅関係住宅災害対策

Table with columns for disaster types (一般災害, 激甚災害) and procedures (本激, 局撤, 要件, 措置). Rows include '建設' and '復旧' with detailed procedural steps.

第6章 中小企業復興計画

第2節 計画の内容

第2 京都府の計画

災害を受けた中小零細企業に対してその状況に応じてその都度判断し対策を講じていく。

その内容としては

1～2 (略)

3 府産業支援センター(府中小企業技術センター、府織物・機械金属振興センター、(公財)京都産業21)、各広域振興局に災害復旧に係る相談窓口を設け、融資相談等に応じ、復旧資金の金融円滑化に対処する。

国制度修正による(建設交通部)

公益財団法人化(商工労働観光部)

459	<p>第3 京都経済全体の事業継続計画の検討</p> <p>京都経済全体の事業継続計画の検討を進める。</p> <p>第8章 文教復旧計画</p> <p>第3節 教育活動の再開</p> <p>第3 教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。</p> <p>1 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学援助についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」、「学校給食法（昭和29年法律第160号）」による補助金に関すること。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 災害を受け、就学困難になった生徒に対する「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第44号）」による学資貸与金に関すること。</p> <p>4～5 （略）</p>	<p>第3 京都経済全体の事業継続計画の検討（<u>近畿経済産業局、府府民生活部、府商工労働観光部</u>）</p> <p>京都経済全体の事業継続計画の検討を進める。</p> <p>第8章 文教復旧計画</p> <p>第3節 教育活動の再開</p> <p>第3 教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。</p> <p>1 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学<u>奨励</u>についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」、「学校給食法（昭和29年法律第160号）」による補助金に関すること。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 災害を受け、就学困難になった生徒に対する「<u>京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年京都府条例第34号）</u>」及び「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第<u>94</u>号）」による学資貸与金に関すること。</p> <p>4～5 （略）</p>	<p>担当の明確化（商工労働観光部）</p> <p>京都府の就学資金について追記（教育庁） 誤記（教育庁）</p>
-----	---	---	---

区分	京都府地域防災計画 震災対策計画編
----	-------------------

頁	現 行	修 正 案	修 正 理 由
5	<p>第1編 総則</p> <p>第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3節 指定地方行政機関</p> <p>8 近畿運輸局 (1)～(3) (4) 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 (5)～(6)</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3節 指定地方行政機関</p> <p>8 近畿運輸局 (1)～(3) (4) 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者 <u>及び倉庫業者</u>に対する協力要請 (5)～(6)</p>	施設提供や荷捌き等の専門家の派遣を要請するため（近畿運輸局）
5～6	<p>11 大阪管区気象台 (1) (略) (2) 津波予報の発表及び通知 (3)～(4) (略)</p>	<p>11 大阪管区気象台 (1) (略) (2) 津波予報等の発表及び通知 (3)～(4) (略)</p>	津波予報以外に津波警報・注意報も発表しているため（京都府気象台）
7	<p>第5節 指定公共機関</p> <p>17 <u>郵便事業株式会社（京都支店）</u> (1)～(4) (略)</p> <p>18 <u>郵便局株式会社（京都中央郵便局）</u> (1) 郵便局の窓口業務の維持</p>	<p>第5節 指定公共機関</p> <p>17 <u>日本郵便株式会社（京都中央郵便局）</u> (1)～(4) (略)</p> <p>(18 削除) <u>(6)</u> 郵便局の窓口業務の維持</p>	郵便関係会社統合(H24.10.1)のため（日本郵便）
9	<p>第6節 指定地方公共機関</p> <p>16 <u>社団法人京都府看護協会</u> (略)</p>	<p>第6節 指定地方公共機関</p> <p>16 <u>公益社団法人京都府看護協会</u> (略)</p>	公益社団法人へ移行(H24.4.1)（看護協会）
11	<p>第3章 京都府の地勢の概要</p> <p>第1節 位置と概況 (略) 河川は、河川法の1級河川が301（延長1,633.354m）、同法の2級河川が89（延長409,101m）、合計河川数390、延長2,042,455mである。 (平成17年3月現在) (略)</p>	<p>第3章 京都府の地勢の概要</p> <p>第1節 位置と概況 (略) 河川は、河川法の1級河川が304（延長1,636.197m）、同法の2級河川が89（延長409,101m）、合計河川数393、延長2,045,298mである。 (平成24年3月現在) (略)</p>	河川区分漢字記載、時点修正（建設交通部）
	第2編 災害予防計画	第2編 災害予防計画	

震災(1/21)

46	<p>第1章 建造物・公共施設等安全確保計画</p> <p>第2節 建築物の震災対策計画</p> <p>第2 対象建築物と具体的対策</p> <p>3 住宅その他の建築物 住宅その他の建築物については、その倒壊により人命を損なうことがあるため、以下の対策を進める。 (1) 耐震相談窓口を設置し、耐震設計や耐震診断・改修について普及・啓発する。 (2) 耐震改修促進法の認定制度や独立行政法人住宅金融支援機構の特例融資、木造住宅耐震改修事業等により、改修を促進する。 (3) 木造建築技術者に対して、耐震知識・耐震改修技術講習会を実施し、人材の育成を図る。 (4) 共同住宅等については、平成11年度から順次、建築基準法第12条の規定による定期報告を実施しており、所有者等に制度の周知を図るとともに、本制度の活用により、建築物の定期点検を促進し、必要な改修を指導する。</p>	<p>第1章 建造物・公共施設等安全確保計画</p> <p>第2節 建築物の震災対策計画</p> <p>第2 対象建築物と具体的対策</p> <p>3 住宅その他の建築物 住宅その他の建築物については、その倒壊により人命を損なうことがあるため、以下の対策を進める。 (1) 耐震相談窓口を設置するとともに、<u>ダイレクトメールなどによる府民への広報やフェアなどによる制度周知を市町村や建築関係団体等と連携して実施し</u>、耐震設計や耐震診断・改修について普及・啓発する。 (2) 耐震改修促進法の認定制度や独立行政法人住宅金融支援機構の特例融資、<u>住宅耐震診断事業</u>、木造住宅耐震改修事業等により、改修を促進する。 (3) 木造建築技術者に対して、<u>木造住宅耐震診断士養成講習会等の耐震知識・耐震改修技術講習会</u>を実施し、人材の育成を図る。 (4) 共同住宅等については、建築基準法第12条の規定による定期報告を実施しており、所有者等に制度の周知を図るとともに、本制度の活用により、建築物の定期点検を促進し、必要な改修を指導する。</p>	<p>具体的事業の追記（建設交通部）</p> <p>具体的事業の追記（建設交通部）</p> <p>具体的事業の追記（建設交通部）</p>
55	<p>第6節 都市公園施設防災計画</p> <p>第1 現況 府立都市公園は、現在11箇所、404.7ヘクタールある。(略) <表>京都府立都市公園(平成23年4月1日現在) 丹波自然運動公園 供用面積 53.1ha 合計 供用面積 404.7ha</p>	<p>第6節 都市公園施設防災計画</p> <p>第1 現況 府立都市公園は、現在11箇所、404.8ヘクタールある。(略) <表>京都府立都市公園(平成24年4月1日現在) 丹波自然運動公園 供用面積 53.2ha 合計 供用面積 404.8ha</p>	時点修正（建設交通部）
66	<p>第10節 河川・海岸施設防災計画</p> <p>第2 海岸施設防災計画</p> <p>1 現況 <表>表2.1.4 保全区域所管別海岸諸元 国土交通省港湾局所管 海岸延長 131.1km 国土交通省河川局</p>	<p>第10節 河川・海岸施設防災計画</p> <p>第2 海岸施設防災計画</p> <p>1 現況 <表>表2.1.4 保全区域所管別海岸諸元 国土交通省港湾局所管 海岸延長 132.9km 国土交通省水管理・国土保全局</p>	修正（建設交通部） 組織改正(H23.7.1)による(建
67	<p>第11節 砂防及び治山施設防災計画</p> <p>第1 砂防施設防災計画</p> <p>1 現況 (略) また、砂防指定地は、府内に1,421箇所(表2.1.5)あり、適切な管理に努めている。</p>	<p>第11節 砂防及び治山施設防災計画</p> <p>第1 砂防設備防災計画</p> <p>1 現況 (略) また、砂防指定地は、府内に1,424箇所(表2.1.5)あり、適切な管理に努めている。</p>	表現の適正化（建設交通部） 時点修正（建設交通部）

67	3 計画の内容 (略)特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。また、市町村においては警戒避難体制の整備を行う。	3 計画の内容 (略)特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、 <u>避難所等</u> 、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。また、市町村においては警戒避難体制の整備を行う。	重要施設である避難所を追加 (建設交通部)
67	第2 治山施設防災計画 1 現況 府内森林面積343,073haのうち約93,532haは水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。(略)	第2 治山施設防災計画 1 現況 府内森林面積 <u>343,027ha</u> のうち <u>102,765ha</u> は水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。(略)	時点修正(農林水産部)
69	<表>表2.1.5 土砂災害危険箇所等一覧表(その2) <u>平成23年12月1日現在</u>	<表>表2.1.5 土砂災害危険箇所等一覧表(その2) <u>平成24年11月1日現在 に差替え</u>	時点修正(建設交通部)
70	第12節 地すべり・急傾斜地防災計画 第1 地すべり防災計画 3 計画の内容 (略)特に保全対象人家が10戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。(略)	第12節 地すべり・急傾斜地防災計画 第1 地すべり防災計画 3 計画の内容 (略)特に保全対象人家が10戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、 <u>避難所等</u> 、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。(略)	重要施設である避難所を追加 (建設交通部)
70	第2 急傾斜地防災計画 1 現況 (略)このうち297箇所を急傾斜地崩壊危険区域として指定している。(表2.1.7参照)	第2 急傾斜地防災計画 1 現況 (略)このうち <u>308</u> 箇所を急傾斜地崩壊危険区域として指定している。(表2.1.7参照)	時点修正(建設交通部)
70	3 計画の内容 (略)特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。(略) (1)~(2)(略) (3) 雨水排除・ <u>植樹</u> ・法面保護等の崩壊防止対策を推進する。	3 計画の内容 (略)特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、 <u>避難所等</u> 、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。(略) (1)~(2)(略) (3) 雨水排除・法面保護等の崩壊防止対策を推進する。	重要施設である避難所を追加 (建設交通部) 植樹は実施していない(建設交通部)
71	<表>表2.1.6 地すべり防止区域一覧表 <u>平成23年12月1日現在</u>	<表>表2.1.6 地すべり防止区域一覧表 <u>平成24年11月1日現在 に差替え</u> (農林水産省所管分9箇所を追加)	時点修正(建設交通部) 記載追加(農林水産部)

震災(3/21)

72~80	<表>表2.1.7 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧 <u>平成23年12月1日現在</u>	<表>表2.1.7 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧 <u>平成24年11月1日現在 に差替え</u>	時点修正(建設交通部)
85	第14節 ダム等防災計画 <表>表2.1.8(2) ダム諸元一覧 和知ダム 貯水池(有効容量) <u>1,286,600</u> m ³ 喜撰山ダム 貯水池(有効容量) <u>5,406,100</u> m ³	第14節 ダム等防災計画 <表>表2.1.8(2) ダム諸元一覧 和知ダム 貯水池(有効容量) <u>1,286,200</u> m ³ 喜撰山ダム 貯水池(有効容量) <u>5,326,000</u> m ³	誤記(関西電力) 誤記(関西電力)
87	<図>図2.1.2(1) ダム放流通報の連絡系統:大野ダム (略) 公営企業管理事務所→ <u>企業局(企業総務室)</u>	<図>図2.1.2(1) ダム放流通報の連絡系統:大野ダム (略) 公営企業管理事務所→ <u>文化環境部(建設整備課)</u>	組織改正による(文化環境部)
90	<図>図2.1.2(4) ダム放流通報の連絡系統:和知ダム 関西電力(和知ダム管理所)→ <u>舞鶴市消防本部・舞鶴警察署</u>	<図>図2.1.2(4) ダム放流通報の連絡系統:和知ダム 関西電力(和知ダム管理所)→ <u>舞鶴市・舞鶴市消防本部・舞鶴警察署</u>	記載漏れ(中丹広域振興局)
104	第3章 地震及び津波に関する情報等の伝達計画 第1節 地震及び津波に関する情報等の伝達計画 第7 地震観測 京都府の地域における地震観測は、次により行う。 1 気象庁関係(略) 2 京都府関係 (略) <u>福知山市</u> 、舞鶴市、綾部市、 <u>宇治市</u> 、宮津市、 <u>魚沼市</u> 、(略) (※気象庁設置) 3~6(略) 7 京都市関係 <u>京都市青少年科学センター</u> 8(略)	第3章 地震及び津波に関する情報等の伝達計画 第1節 地震及び津波に関する情報等の伝達計画 第7 地震観測 京都府の地域における地震観測は、次により行う。 1 気象庁関係(略) 2 京都府関係 (略) 舞鶴市、綾部市、宮津市、(略) 3~6(略) 7 京都市関係 (<u>京都市青少年科学センター</u> 削除・各行政区等設置分追加) 8(略)	気象庁関係で記載のため(京都府気象台) 実情と整合
114	第2節 津波予報の伝達計画 (略)なお、東北地方太平洋沖地震による津波被害を踏まえ、気象庁では津波警報の改善に向けた検討を進め、平成24年2月に「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言」を取りまとめた。気象庁では、この提言に沿って津波警報・注意報、津波情報の伝達内容等を見直し、 <u>平成24年中に</u> 、改善した津波警報等の運用を開始することとしている。	第2節 津波予報等の伝達計画 (略)なお、東北地方太平洋沖地震による津波被害を踏まえ、気象庁では津波警報の改善に向けた検討を進め、平成24年2月に「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言」を取りまとめた。気象庁では、この提言に沿って津波警報・注意報、津波情報の伝達内容等を見直し、 <u>平成25年3月7日12時から</u> 、改善した津波警報等の運用を開始することとしている。	津波予報以外に津波警報・注意報も発表しているため(京都府気象台) 運用開始決定のため(京都府気象台)
114	<表>発表基準・解説・発表される津波の高さ等	※「 <u>発表基準・解説・発表される津波の高さ等</u> 」表の下に次の文言及び表を挿入 <u>【平成25年3月7日から適用】</u> <表> <u>津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</u>	改正した津波警報等が運用されるため(京都府気象台)

種 類	発 表 基 準	解 説	発表される津波の高さ	
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3 m以上である場合	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、5m、8m、10m以上
	津波	予想される津波の高さが高いところで1 m以上3 m未満である場合	高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上1 m未満であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで、0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m	

- 注1 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を併せて解除を行う場合がある。
- 注2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合との潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 注3 京都府の津波予報区は「京都府」である。

114 <表> (表題なし)

115 <図>図2.3.3 津波警報等伝達経路図



第4章 医療助産計画
章中、基幹災害医療センター
地域災害医療センター

125 ~126

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予報の区分	発表される津波の高さ		津波警報を受理した機関による公表行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3 mを超ええる場合	1.0 m < 高さ	1.0 m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人、車やバイクに乗る人、海水浴や磯釣りなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5 m < 高さ ≤ 1.0 m	1.0 m		
		3 m < 高さ ≤ 5 m	3 m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	1 m < 高さ ≤ 3 m	3 m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2 m < 高さ ≤ 1 m	1 m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人ははたに潮から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

(注1 削除)

- 注1 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合との潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- (注3 削除)

<表> 津波予報の発表基準と発表内容

<図>図2.3.3 津波警報等伝達経路図



第4章 医療助産計画
章中、基幹災害拠点病院
地域災害拠点病院

上部表とは内容が異なるため、適切な表題を追記（京都府地方気象台）

漁業協同組合合併による（農林水産部、伊根町ほか）、記載もれ

災害医療対策事業等実施要綱改正(H24.3.21)による（健康福祉部）

震災（5/21）

第2節 計画の内容

第3 基幹災害医療センター及び地域災害医療センター

<表> (資料) 災害医療センター一覧

- (地域災害拠点病院に山城北医療圏内医療機関を追加)
(その他緊急医療災害医療チーム保有医療機関を一覧に追加)

125

第7 災害時搬送システムの確立

関係機関は、災害時の患者、医薬品等の資器材、医療救護班等の搬送を確保するため、次のとおり整備に努める。

- (略)
- 基幹災害医療センターのヘリポートの整備

第8章 交通対策及び輸送計画

第2節 緊急通行車両

第2 緊急通行車両の事前届出制度

災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両の需要数を事前に把握して、確認手続きの省力化・効率化を図るため、第1に規定する車両を対象にした事前届出制度を導入し、その事務手続等については、警察本部において定める。

- 1～2 (略)
- (項目新設)

第9章 災害応急対策物資確保計画

第2節 食料及び生活必需品の確保計画

<図>図2.9.4 自衛隊、警察等の支援又は協力による炊出し連絡系統



152

第2節 計画の内容

第3 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院

<表> (資料) 災害拠点病院等一覧

- 山城北医療圏 第二岡本総合病院
京都・乙訓医療圏 国立病院機構京都センター
国立大学法人京都大学医学部附属病院
公立大学法人京都府立医科大学附属病院

125

第7 災害時搬送システムの確立

関係機関は、災害時の患者、医薬品等の資器材、医療救護班等の搬送を確保するため、次のとおり整備に努める。

- 1 (略)
- 災害拠点病院のヘリポートの整備

第8章 交通対策及び輸送計画

第2節 緊急通行車両

第2 緊急通行車両の事前届出制度

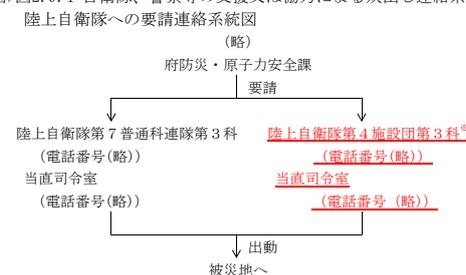
災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両の需要数を事前に把握して、確認手続きの省力化・効率化を図るため、第1に規定する車両を対象にした事前届出制度を導入し、その事務手続等については、警察本部において定める。

- 1～2 (略)
- 3 使用の本拠の位置が京都府内にある車両

第9章 災害応急対策物資確保計画

第2節 食料及び生活必需品の確保計画

<図>図2.9.4 自衛隊、警察等の支援又は協力による炊出し連絡系統



※京都府南部（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、

災害拠点病院の追加、DMAT保有医療機関の記載（健康福祉部）

基幹災害拠点病院にはヘリポートが整備済のため（健康福祉部）

緊急通行車両等の事前届出・確認手続要領の改正による（府警察本部）

京都府南部における災害派遣要請は第4施設団のため（陸自第4施設団）

<p>153</p> <p>157</p> <p>157</p> <p>157</p> <p>157</p> <p>166 ～167</p>	<p>第3節 応急復旧資材確保計画 〈図〉図2.9.5 国有林材の販売要請ルート 図中 近畿中国森林管理局企画調整室 (06)6881-3406</p> <p>第12章 文化財災害予防計画 第1節 現状 第1 建造物 (略) 国指定建造物は府内に602棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている565棟のうち、未設置のものは11棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。 一方、府指定・登録文化財建造物は428棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の291棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。(略)</p> <p>第2 美術工芸品(有形民俗文化財を含む) 府内における国指定文化財の所有者は413社寺等(国有・公有は除く。)である。(略) また、府指定・登録文化財は、現在181所有者、259件(国有・公有は除く。)を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが71件(一部寄託4件を含む。)、これ以外の188件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは50件ある。残る138件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。</p> <p>第3 史跡、名勝、天然記念物 府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は132件、府指定・登録の史跡、名勝、天然記念物は60件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。</p> <p>第5 文化的景観 府内に国選定重要文化的景観は1件、府選定文化的景観は8件選定されている。</p> <p>第14章 府民の防災活動の促進 第3節 学校における防災教育 各学校においては、災害・防災に関する学習と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な</p>	<p><u>井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村)における要請先</u></p> <p>第3節 応急復旧資材確保計画 〈図〉図2.9.5 国有林材の販売要請ルート 図中 近畿中国森林管理局企画調整室 (06)6881-3407</p> <p>第12章 文化財災害予防計画 第1節 現状 第1 建造物 (略) 国指定建造物は府内に614棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている577棟のうち、未設置のものは23棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。 一方、府指定・登録文化財建造物は440棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の300棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。(略)</p> <p>第2 美術工芸品(有形民俗文化財を含む) 府内における国指定文化財の所有者は414社寺等(国有・公有は除く。)である。(略) また、府指定・登録文化財は、現在183所有者、262件(国有・公有は除く。)を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが73件(一部寄託4件を含む。)、これ以外の189件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは50件ある。残る139件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。</p> <p>第3 史跡、名勝、天然記念物 府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は133件、府指定・登録の史跡、名勝、天然記念物は61件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。</p> <p>第5 文化的景観 府内に国選定重要文化的景観は1件、府選定文化的景観は9件選定されている。</p> <p>第14章 府民の防災活動の促進 第3節 学校における防災教育 各学校においては、防災に関する学習と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な基礎的</p>	<p>電話番号修正(近畿中国森林管理局)</p> <p>時点修正(教育庁)</p> <p>時点修正(教育庁)</p> <p>時点修正(教育庁)</p> <p>時点修正(教育庁)</p> <p>防災に災害も含むため(教育庁)</p>
--	--	---	---

震災(7/21)

<p>230</p> <p>179</p> <p>183</p>	<p>基礎的・基本的事項を理解させるとともに自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。 第1 児童生徒等に対する教育 災害時及び災害予防活動時における児童生徒等の安全の確保及び防災対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、災害の基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急処置等の指導を行うとともにボランティア精神を培うための教育を推進する。 第2 教職員に対する教育 教職員の防災対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識の醸成及び応急処置等の技能の向上を図る。</p> <p>第20章 広域防災活動拠点計画 第2節 広域防災活動拠点とする施設 第1 施設名、所在地 〈表〉(広域防災活動拠点施設) 丹波自然運動公園 面積 52.7ha</p> <p>第3編 災害応急対策計画 第1章 災害応急対策の活動体制 第2節 防災関係機関の初動体制 〈表〉表3.1.1 災害応急対策活動に係る計画、規程等 近畿農政局 右欄 ○(略) ○災害救助法が発動された場合における応急食糧の緊急引渡要領 近畿中国森林管理局 右欄 ○京都大阪森林管理事務所災害対策要領 近畿地方整備局 欄 (京都都国道事務所の下に追加)</p> <p>第3節 府の活動体制 第3 現地災害対策本部運用計画 〈表〉別表(現地対策本部体制) 現地対策本部長 …部次長 その他の職員 警察本部警備部理事官(危機管理対策室長)</p>	<p>・基本的事項を理解させるとともに自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。 第1 児童生徒等に対する教育 災害時及び災害予防活動時における児童生徒等の安全の確保及び災害への対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、災害のメカニズムの基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともにボランティア精神を培うための教育を推進する。 第2 教職員に対する教育 教職員の災害への対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識の醸成及び応急手当等の技能の向上を図る。</p> <p>第20章 広域防災活動拠点計画 第2節 広域防災活動拠点とする施設 第1 施設名、所在地 〈表〉(広域防災活動拠点施設) 丹波自然運動公園 面積 53.2ha</p> <p>第3編 災害応急対策計画 第1章 災害応急対策の活動体制 第2節 防災関係機関の初動体制 〈表〉表3.1.1 災害応急対策活動に係る計画、規程等 近畿農政局 右欄 ○(略) ○米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 近畿中国森林管理局 右欄 ○近畿中国森林管理局防災業務計画 ○京都大阪森林管理事務所防災業務計画 ○震災対応マニュアル 近畿地方整備局 欄 木津川上流河川事務所 ○木津川上流河川事務所災害対策部運営計画</p> <p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」変更(H21.5.29)による(近畿農政局) 計画・マニュアル名の追加・修正(近畿中国森林管理局)</p> <p>笠置町及び南山城村を所管(近畿地方整備局)</p> <p>府組織改正による 組織改正による(府警察本部)</p>	<p>対応能力を広義にとらえるため、地震以外に対応(教育庁)</p> <p>対応能力を広義にとらえるため、学習指導要領と整合(教育庁)</p> <p>時点修正(建設交通部)</p>
----------------------------------	---	--	--

184	<図>図3.1.1 京都府災害対策本部組織図 文化環境部、商工労働観光部	<図>図3.1.1 京都府災害対策本部組織図 文化環境部、商工労働観光部 (各班を現在の課構成に合わせ修正)	府組織改正による(文化環境部・商工労働観光部)
185 ~190	<図>表3.1.2 災害対策本部の事務分掌 文化環境部、健康福祉部、商工労働観光部 建設交通部中 国土交通省河川局	<図>表3.1.2 災害対策本部の事務分掌 文化環境部、健康福祉部、商工労働観光部 (各班を現在の課構成に合わせ修正) 建設交通部中 国土交通省 水管理・国土保全局	府組織改正による(文化環境部・健康福祉部・商工労働観光部) 組織改正(H23.7.1)による(建設交通部)
195	(節追加) 第5節~第6節(略) 第7節 広域応援協力計画 (項目追加)	第5節 企業等の事業継続に係る情報提供・収集窓口 企業等の事業継続に係る情報提供・収集が必要であるときは、災害対策本部にそのための窓口を設置する。 第6節~第7節(略) 第8節 広域応援協力計画 第6 近畿地方整備局 1 計画の方針 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下、「災害が発生した場合」という。)、近畿地方整備局は「災害時の応援に関する申し合わせ(平成17年6月14日締結)」に基づき、京都府に対し応援を行う。 2 計画の内容 (1) 応援の内容 ア 被害情報の収集・伝達 イ 災害の応急復旧 ウ 二次災害の防止 エ その他必要と認められる事項 (2) 応援の要請 京都府建設交通部長は災害が発生した場合、近畿地方整備局企画部長へ口頭又は電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出する。 近畿地方整備局は、京都府から応援の要請を受け応援を行う場合は、京都府に応援する旨を口頭又は電話により伝え、事後速やかに文書対応を行う。 (3) 応援の実施 近畿地方整備局は京都府の応援要請に対し、災害対策用資機材等及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行う (4) 応援要請によらない応援 近畿地方整備局は災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、応援要請を待ついとまがないと認められるときは、被害	地域防災見直し部会 京都BCP 検討会議委員意見の反映(防災原子力安全課) 節番号繰下げ 節番号繰下げ 「災害時の応援に関する申し合わせ」(H17.6.14締結)に基づく応援を追加(近畿地方整備局)

震災(9/21)

202	第8節~第12節(略) 第2章 通信情報連絡活動計画 第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達 <図>図3.2.1 被災市町村長からの災害情報等の伝達系統 ・孤立防止無線欄 笠置町、和束町 孤立 ・注「孤立」とは西日本電信電話株式会社設置の「孤立防止対策用衛星電話」のことである。 ・向日市 環境政策課 ・長岡京市 総務課 ・井手町 総務課 ・亀岡市 総務課 ・福知山市 総務課 ・宮津市 消防防災課 ・伊根町 衛星通信系防災情報システム	情報の収集・伝達に関し独自の判断で応援を行う。 第9節~第13節(略) 第2章 通信情報連絡活動計画 第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達 <図>図3.2.1 被災市町村長からの災害情報等の伝達系統 (孤立防止無線 欄名、記載、注意書き 削除) ・向日市 防災安全課 ・長岡京市 危機管理監 ・井手町 総務課 (N T T電話番号(直通)を追加) ・亀岡市 自治防災課 ・福知山市 危機管理室 ・宮津市 企画総務室 (N T T電話番号(直通)を追加) ・伊根町 衛星通信系防災情報システム(番号変更)	節番号繰下げ 孤立防止要衛星電話廃止のため(N T T西日本) 組織改正(H24.4.1)のため(亀岡市) 組織改正のため(長岡京市) 一般編と整合(井手町) 組織改正(H22.4.1)のため(亀岡市) 組織改正のため 組織改正(H23.4.1)のため(宮津市) 電話機変更(伊根町)
212	<表>表3.2.5 関係機関と本部各部の分担 関係機関 <u>日本郵政公社近畿支社(京都中央郵便局)</u> 近畿財政局(京都財務事務所) 近畿地方整備局 (淀川ダム統合管理事務所)の下に追加	<表>表3.2.5 関係機関と本部各部の分担 関係機関 <u>日本郵便株式会社(京都中央郵便局)</u> 近畿財務局(京都財務事務所) 近畿地方整備局 (木津川上流河川事務所)	郵便関係組織変更(H24.10.1)のため(日本郵便) 誤記 笠置町及び南山城村を所管(近畿地方整備局)
225	第4章 自衛隊災害派遣計画 第5節 災害派遣要請手続 第4 災害派遣要請等のあて先 1 知事が要請する場合(第1の場合) 陸上自衛隊第7普通科連隊長 自衛隊緊急要請窓口 第7普通科連隊第3科 (略)	第4章 自衛隊災害派遣計画 第5節 災害派遣要請手続 第4 災害派遣要請等のあて先 1 知事が要請する場合(第1の場合) (1) 陸上自衛隊第7普通科連隊長 第7普通科連隊第3科 (略) (2) 陸上自衛隊第4施設団長 第4施設団第3科 所在地 宇治市広野町風呂外1-1	京都府南部における災害派遣要請は第4施設団のため(陸自第4施設団)

<p>234 ～237</p> <p>237</p> <p>247</p> <p>256</p> <p>256 ～257</p>	<p>第6章 医療助産計画 章中、<u>基幹災害医療センター</u> <u>地域災害医療センター</u></p> <p><図>図3.6.3 空輸のための応援要請をする場合の連絡系統 (略) → 府防災・原子力安全課</p> <ul style="list-style-type: none"> → 京都市消防局消防指令センター → 府警察本部警備第一課 → 陸上自衛隊第7普通科連隊第3科 (略) → 海上自衛隊舞鶴地方総監部 → 第八管区海上保安本部警備救護部救難課 <p>第9章 輸送計画 <図>図3.9.1 輸送計画の連絡系統 3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合 府災害対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> → 京都市消防局消防指令センター → 府警察本部警備第一課 → 陸上自衛隊第7普通科連隊第3科 (略) → 海上自衛隊舞鶴地方総監部 → 第八管区海上保安本部警備救護部救難課 <p>第10章 交通規制に関する計画 第1節 計画の方針 地震災害時における交通の安全を確保するための交通規制、標示、道路標識及び航路標識の設置、交通情報の収集及び広報についてその要領を定める。</p> <p>第2節 交通規制対策 第1 関係機関の対策 1 警察本部等の対策 (1)～(7) (略) (8) 警察本部長は、人命救助等の災害応急対策がおおむね終了したと認めた場合は、道路等の復旧状況及び復旧・復興に必要な交通需要を勘案の上、<u>法交通規制を解除し、道路交通法に基づく交通規制を</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>電話番号 (略)</u></p> <p>第6章 医療助産計画 章中、<u>基幹災害拠点病院</u> <u>地域災害拠点病院</u></p> <p><図>図3.6.3 空輸のための応援要請をする場合の連絡系統 (略) → 府防災・原子力安全課</p> <ul style="list-style-type: none"> → 京都市消防局消防指令センター → 府警察本部警備第一課 → 陸上自衛隊第7普通科連隊第3科 → <u>陸上自衛隊第4施設団第3科</u> → 海上自衛隊舞鶴地方総監部 → 第八管区海上保安本部警備救護部救難課 <p>第9章 輸送計画 <図>図3.9.1 輸送計画の連絡系統 3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合 府災害対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> → 京都市消防局消防指令センター → 府警察本部警備第一課 → 陸上自衛隊第7普通科連隊第3科 (略) → <u>陸上自衛隊第4施設団第3科</u> → 海上自衛隊舞鶴地方総監部 → 第八管区海上保安本部警備救護部救難課 <p>第10章 交通規制に関する計画 第1節 計画の方針 地震災害時における交通の安全と<u>円滑</u>を確保するための交通規制、標示、道路標識及び航路標識の設置、交通情報の収集及び広報についてその要領を定める。</p> <p>第2節 交通規制対策 第1 関係機関の対策 1 警察本部等の対策 (1)～(7) (略) (8) 警察本部長は、人命救助等の災害応急対策がおおむね終了したと認めた場合は、道路等の復旧状況及び復旧・復興に必要な交通需要を勘案の上、<u>法交通規制を解除する。</u></p>	<p>災害医療対策事業等実施要綱改正(H24.3.21)による(健康福祉部)</p> <p>第4施設団へ災害派遣要請した場合は、第4施設団が窓口となるため(陸自第4施設団)</p> <p>第4施設団へ災害派遣要請した場合は、第4施設団が窓口となるため(陸自第4施設団)</p> <p>交通規制を解除する状態であれば更なる交通規制は不要(府警察本部)</p>
--	--	--	--

震災(11/21)

<p>258</p> <p>267</p> <p>273</p>	<p><u>実施する。</u></p> <p>第4節 交通情報の収集及び提供 第1 府警察本部の対策 1 交通情報の収集 (1) (略) (2) 交通管制センターにおいては現地警察又は道路管理者等から、定時又は不定時に<u>交通障害状況、交通流動状況</u>等の交通情報を収集する。 (3) 管下各警察署、高速道路交通警察隊から<u>交通障害の概況</u>及び対策並びに復旧工事の見通しについて報告させること。 (4) 近畿管区警察局交通担当課(吹田高速道路管理室を含む。)隣接府県警察本部交通規制担当課(交通管制担当課を含む。)一般国道・府道及び京都市道の道路管理者・日本道路交通情報センター並びに各新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関と相互連絡を密にして情報の交換に努めること。 (5) (略)</p> <p><表>表3.10.5 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準(2/3) 綾部インター線 (<u>迂回路を追加</u>)</p> <p>第5節地震発生時における道路通行規制要領 <表>表3.10.10 阪神高速道路の交通規制基準</p>	<p>第4節 交通情報の収集及び提供 第1 府警察本部の対策 1 交通情報の収集 (1) (略) (2) 交通管制センターにおいては現地警察又は道路管理者等から、定時又は不定時に<u>道路交通の状況</u>等の道路交通情報を収集する。 (3) 管下各警察署、高速道路交通警察隊から<u>道路交通の状況及びとられた対策</u>並びに<u>道路の復旧工事の見通し</u>について報告させること。 (4) 近畿管区警察局交通担当課(<u>高速道路管理室</u>を含む。)隣接府県警察本部交通規制担当課(交通管制担当課を含む。)一般国道・府道・京都市道、<u>高速道路自動車道等</u>の道路管理者・日本道路交通情報センター並びに各新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関と相互連絡を密にして情報の交換に努めること。 (5) (略)</p> <p><表>表3.10.5 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準(2/3) 綾部インター線 迂回路 (<u>府)福知山綾部・(市)西町青野</u>)</p> <p>第5節地震発生時における道路通行規制要領 <表>表3.10.10 阪神高速道路の交通規制基準</p>	<p>文言の適正化、近畿管区警察局組織名称変更(府警察本部)</p> <p>記載漏れ(中丹広域振興局)</p> <p>大雨時における交通規制区間</p>
----------------------------------	---	---	--

及び規制基準値設定(H24. 6. 1)のため(阪神高速道路)

京都線

発生事案	規制基準値	規制の内容	広 報
強 風	風速15m/s以上	注意表示	道路情報ラジオ放送 道路情報板の掲示 日本道路交通情報センターからのラジオ放送
	風速25m/s以上	通行禁止	
大 雨	—	注意表示・その他必要な交通規制	同 上
火 災	—	状況により現場付近の交通規制又は通行禁止	同 上
濃 霧	視程300m以下	注意徐行表示	同 上
	視程 50m以下	通行禁止	
地 震	震度4	注意表示	同 上
	震度5弱	減速表示・入路閉鎖	
	震度5強以上	通行禁止	

第11章 避難に関する計画

第6節 避難者健康対策

285 第1 計画の方針

避難生活の長期化による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、避難者の健康保持を図る。

第3 体制の整備

285 ~286 1 府保健所を中心に市町村、府精神保健福祉総合センター、府家庭支援総合センター、府児童相談所、関係機関などとの連携を図り、協力体制を確保する。

2 被害の程度に応じて、隣接する保健所、他府県の自治体に支援を求める。

3 府保健所長は、地域の避難者の健康対策を推進するため、地域のニーズを踏まえ、府精神保健福祉総合センター、府児童相談所、関係機関などから派遣される関係職員を構成員とする支援チームを組織し、その活動を指導する。

第4 保健活動の実施
被災住民の健康相談等に対応するため、保健師、栄養士等による巡回健康相談チームを編成し、救護所及び福祉事務所等関係機関と連携しながら、被災者の健康保持のため以下の事業を行う。

京都線

発生事案	区間	規制基準値	規制の内容	広 報
強 風	全線	風速15m/s以上	注意表示	
		風速25m/s以上	通行禁止	
大 雨	山科～鴨川西	時間雨量50mm以上	巡回強化・注意表示	・道路情報ラジオ放送 ・道路情報板の掲示 ・日本道路交通情報センターによる広報
		連続雨量140mm以上	通行禁止	
		連続雨量100mm以上かつ時間雨量50mm以上	通行禁止	
火 災	全線	—	状況により現場付近の交通規制又は通行禁止	
濃 霧	全線	視程300m以下	注意徐行表示	
		視程 50m以下	通行禁止	
地 震	全線	震度4	注意表示	
		震度5弱	減速表示・入路閉鎖	
		震度5強以上	通行禁止	

第11章 避難に関する計画

第6節 避難者健康対策

第1 活動の方針

災害発生から刻々と変化する中で、避難生活による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、被災者の健康保持を図る。

第3 支援活動体制及び活動内容

被災者の健康問題に対応するため、被災地市町村と府は保健師や栄養士等の支援チームを編成し支援活動にあたる。

1 災害発生から概ね2週間

(1) 自宅滞在中の被災者への保健活動

ア 地域住民の被災状況を把握するとともに、居宅滞在中の健康調査を実施する。

イ 健康維持や生活活動等に必要保健・医療・福祉(介護)の情報提供するとともに必要に応じた支援を行う。

(2) 避難所の被災者への保健活動

ア 被災住民への健康相談により、被災者の健康状況を把握する。

イ 医療が必要な者を早期に発見し必要な医療・保健指導を行うため、巡回診療体制を準備し実施する。

ウ 避難所支援関係者との連絡調整、連携、情報共有により、環境

東日本大震災での経験を踏まえ、急性期と中長期の時系列に分けて再構成、こころのケアチームとの連携を追究(健康福祉部)

震災(13/21)

1 活動体制

(1) 市町村(京都市を除く)は被災者の状況等、被害の状況を速やかに、管轄保健所長に報告するとともに、避難者の健康保持を図るため、必要な保健サービスの復旧を図る体制づくりに努め、保健所に協力要請を行う。

(2) 府保健所は、活動計画の作成、巡回健康相談チームの編成及びスタッフへの日々の活動内容の指示を行う。

(3) 本庁は、他府県の自治体等に対して巡回健康相談チームの支援スタッフの派遣依頼を行う。

2 事業内容

(1) 避難所等における巡回健康相談、被災地における一般家庭・仮設住宅入居者への訪問指導及び健康調査

ア 避難生活の長期化に伴う健康障害の予防、高齢者、妊産婦、障害者、難病患者、人工透析患者やその他疾病を持った人の健康状態の悪化防止のために、巡回健康相談・栄養相談を実施するとともに、救護所等と連携し、適切な治療に繋げる。

イ 被災地の一般家庭・仮設住宅入居者への訪問指導を通じて被災者のニーズを把握し、関係関係機関に情報提供を行うとともに、福祉との相互調整を図り、被災者に対して必要な保健・医療・福祉のサービスが受けられるように調整、支援を行う。

ウ 被災者の健康調査(栄養調査、歯科検診等)を、関係機関の協力を得て行い、潜在的な健康障害を早期に発見し、所要の措置を行う。

(2) 健康教育・健康づくりの集い等の開催

ア 被災者が相互交流できる場を設定し、必要な健康情報を提供しながら、被災者のニーズに合わせた健康教育、健康相談を行う。

整備を図る。

(3) 支援体制の企画・調整活動

ア 派遣支援者へのオリエンテーションを企画・実施する。

イ 居宅及び避難所の被災者への支援体制づくり及び調整を行う。

ウ 救護所やこころのケアチーム等関係部局や関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有を図る。

エ 職員の健康管理として、心身の疲労状況を把握し必要に応じて対処する。

オ 必要物品・設備の点検及び整備、調整を行う。

2 災害発生概ね2週間以降

(1) 新たな環境に適應できるよう、住民間交流やコミュニティづくりを支援する。

(2) 避難生活の長期化に伴う身体的・精神的・社会的健康問題の変化を把握し、支援方法について検討し実施する。

(3) 一時避難所から仮設住宅入居あるいは自宅等へ移る者及び仮設住宅から自宅へ戻る者等に対する生活環境等を支援する。

(4) 通常業務を再開するための体制づくりを行う。

第13章 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画

第1節 食料供給計画

292 第1 計画の方針

被災者等に対して速やかに食料供給ができるよう、調達・供給その他必要な事項を定める。

292 第3 給食に必要な食料の確保

1~2 (略)

3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

(1)~(2) (略)

(3) 政府所有米穀の供給についての手続きは次のとおりとする。

第13章 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画

第1節 食料供給計画

第1 計画の方針

被災者等に対して速やかに食料供給ができるよう、調達・供給その他必要な事項を定める。

被災地の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

292 第3 給食に必要な食料の確保

1~2 (略)

3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

(1)~(2) (略)

(3) 政府所有米穀の供給についての手続きは次のとおりとする。

防災基本計画修正(H24. 9. 6)による(男女共同参画課)

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」変更(H21. 5. 29)による(近畿農政局)

ア 生産局長への要請は「災害救助用米穀の引渡要請書」等により行う。
 イ 知事は、生産局長と供給する政府所有米穀及び引渡方法を調整し「政府所有米穀売買契約書」を締結する。
 ウヘエ (略)
 4 (略)

第2節 給水計画
 <図>図3.12.5 給水の連絡系統
 府災害対策本部 → [他府県担当課・電話番号]
 ↳ 陸上自衛隊第7普通科連隊 (順位1)
 ↳ 第4施設団第3科 (＃2)
 ↳ 関西地区補給処企画室 (＃3)

第3節 生活必需品等供給計画
 第1 計画の方針
 被災者に対する被服、寝具その他生活必需品及び応急復旧資材の確保と供給を迅速、円滑に実施し、災害時に不安、混乱を生じないように調達の計画及び配分要領等を定める

第10 応急復旧資材の調達あつ旋
 1 市町村から要請される応急復旧資材については、京都府において調達のあつ旋を行う。
 2 近畿中国森林管理局管内の主要貯木場に年間を通じて、7,000m³の災害復旧用材を備蓄し、府の要請に3よりすみやかに提供できるような措置する。

第16章 災害警備に関する計画
 <図>図3.15.1 警備計画の連絡系統
 京都市内各署警備本部 堀川警察署 (電話番号)
 五条警察署 (電話番号)
 七条警察署 (電話番号)

第17章 施設の応急対策に関する計画
 第2節 鉄道施設応急対策計画
 第8 阪急電鉄株式会社の計画
 1 (略)
 2 災害 (事故) 対策本部及び現地対策本部の設置

297

298

299

309

315

319

320

325

ア 生産局長への要請は「災害救助用米穀の引渡要請書」により行う。
 イ 知事は、生産局長と供給する政府所有米穀及び引渡方法を調整し「政府所有主要米穀売買契約書」を締結する。
 ウヘエ (略)
 4 (略)

第2節 給水計画
 <図>図3.12.5 給水の連絡系統
 府災害対策本部 → [他府県担当課・電話番号] (現課名等に修正)
 ↳ 陸上自衛隊第7普通科連隊 (削除)
 ↳ 第4施設団第3科 (削除)

第3節 生活必需品等供給計画
 第1 計画の方針
 被災者に対する被服、寝具その他生活必需品及び応急復旧資材の確保と供給を迅速、円滑に実施し、災害時に不安、混乱を生じないように調達の計画及び配分要領等を定める
被災地の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第10 応急復旧資材の調達あつ旋
 市町村から要請される応急復旧資材については、京都府において調達のあつ旋を行う。
 (2 削除)

第16章 災害警備に関する計画
 <図>図3.15.1 警備計画の連絡系統
 京都市内各署警備本部 中京警察署 (電話番号)
 下京警察署 (電話番号)

第17章 施設の応急対策に関する計画
 第2節 鉄道施設応急対策計画
 第8 阪急電鉄株式会社の計画
 1 (略)
 (2 削除)

時点修正 (文化環境部)

防災基本計画修正 (H24.9.6) による (男女共同参画課)

現状と整合 (管内貯木場を保有しておらず、備蓄財対応が困難) (近畿中国森林管理局)

警察署再編 (H24.4.1) による (府警察本部)

記載の整理 (阪急電鉄)

2 震災による運転規制 (速度制限、運転見合わせ等)
 震度4…列車無線で全列車に運転停止指示、関係部署に地震1号指令発令。振動がなくなった時、25km/h以下で運転再開指示。(略)
 震度5… (略)
 (2) 災害 (事故) 対策本部及び現地対策本部の設置基準、業務の組織体制図等 (略)

3 災害 (事故) 対策本部及び現地対策本部の設置基準、業務の組織体制図等 (略)

港格	港名	所在	特記事項
重要	舞鶴港	舞鶴市	耐震岸壁 西港喜多ふ頭 (-7.5m L=130m) 東港前島ふ頭 (-7.5m L=130m)

<図>図3.17.1 道路・交通の災害情報等の伝達系統
 土木事務所 ↔ 市町村 ↔ 広域振興局
 府防災・原子力安全課 ↔ 府警察本部警備第一課
 ↑
 各警察署

第4節 地震被災建築物応急危険度判定等計画
 第1 基本方針
 地震により建築物又は宅地 (擁壁・法面等を含む) に著しく損傷が生じた場合、地震被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を速やかに実施することにより、必要があれば居住者等に避難を喚起し、余

記載をより正確にするため (阪急電鉄)

迅速かつ正確な情報伝達を行うため (山城広域振興局)

迅速な情報伝達を行うため (府警察本部)

被災地宅地危険度判定の追記 (建設交通部)

<p>止する。</p> <p>第2 応急対策</p> <p>1 情報の収集</p> <p>大規模な地震が発生した場合、建築物の被災状況に関する情報の収集に努める。</p> <p>2 判定の実施 (略)</p> <p>(項目追加)</p> <p>第5節 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画</p> <p>第3 ガス施設</p> <p>2 応急対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急対策要員の確保</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、<u>(社) 日本ガス協会</u>の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第21章 文教応急対策計画</p> <p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>第2 被害情報の収集・伝達</p> <p>(略) 災害により電話、ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話や電子メール等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。</p> <p>第3節 学校等における安全対策</p> <p>第1 学校における安全対策</p> <p>4 保護者への児童生徒等の引渡し</p> <p>児童生徒等を引渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ</p>	<p>震等による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止する。</p> <p>第2 応急対策</p> <p>1 情報の収集</p> <p>大規模な地震が発生した場合、建築物及び宅地の被災状況に関する情報の収集に努める。</p> <p>2 <u>被災建築物応急危険度判定の実施</u> (略)</p> <p>3 <u>被災宅地危険度判定の実施</u> 宅地に関して被害が見られる場合は、<u>京都府被災宅地危険度判定連絡協議会</u>で検討を行った連絡体制等に基づき、<u>被災宅地危険度判定士の出動態勢を組織するとともに、市町村が実施する判定業務を支援する。</u> また、多数の宅地が被害を受けた場合は、<u>国土交通省</u>に対し被災宅地危険度判定士の派遣等について調整を要請して、<u>判定の実施を支援する。</u></p> <p>第5節 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画</p> <p>第3 ガス施設</p> <p>2 応急対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急対策要員の確保</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、<u>一般社団法人日本ガス協会</u>の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第21章 文教応急対策計画</p> <p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>第2 被害情報の収集・伝達</p> <p>(略) 災害により<u>固定電話</u>、ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話や電子メール等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。</p> <p>第3節 学校等における安全対策</p> <p>第1 学校における安全対策</p> <p>4 保護者への児童生徒等の引渡し</p> <p>児童生徒等を引渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ</p>	<p>名称変更 (中部近畿産業保安監督部)</p> <p>携帯電話と区別 (教育庁)</p> <p>保護者の安全にも配慮 (教育庁)</p>
震災 (17/21)		

<p>346</p> <p>354</p> <p>355 ～358</p> <p>363 ～364</p> <p>364 ～365</p>	<p>定めた方法により速やかに保護者と連絡をとり、安全、確実に実施する。</p> <p>第4節 教育に関する応急措置</p> <p>第6 学校給食の対策</p> <p>学校給食物資の確保及び応急給食の実施については、財団法人京都府学校給食会等と協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>第24章 京都府災害支援対策本部運用計画</p> <p><表>別表1 京都府災害支援対策本部組織図</p> <p>文化環境部, 商工労働観光部</p> <p><表>別表2 京都府災害支援対策本部事務分掌</p> <p>文化環境部, 商工労働観光部</p> <p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画</p> <p>第1節 生活確保対策計画</p> <p>第6 金融措置計画</p> <p>1 近畿財務局京都財務事務所の措置</p> <p>(1) 現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、災害発生地域に所在する金融機関等に対し、金融上の措置を講じるよう要請する。</p> <p>ア 対象金融機関等</p> <p>(ア) 預貯金取扱金融機関</p> <p>主要行等[※]、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、信用農業・漁業協同組合連合会、農業・漁業協同組合</p> <p>※主要行等には、都市銀行、信託銀行、ゆうちょ銀行を含む。</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 証券会社</p> <p>イ 金融上の措置の要請事項</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 証券会社</p> <p>a～b (略)</p> <p>c 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置</p> <p>d～e (略)</p>	<p>定めた方法により速やかに保護者と連絡をとり、安全、確実に実施するとともに、<u>保護者の安全にも十分に留意する。</u></p> <p>第4節 教育に関する応急措置</p> <p>第6 学校給食の対策</p> <p>学校給食物資の確保及び<u>応急的な給食</u>の実施については、財団法人京都府学校給食会等と協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>第24章 京都府災害支援対策本部運用計画</p> <p><図>別表1 京都府災害支援対策本部組織図</p> <p>文化環境部, 商工労働観光部 (<u>各班を現在の課構成に合わせ修正</u>)</p> <p><図>別表2 京都府災害支援対策本部事務分掌</p> <p>文化環境部, 商工労働観光部 (<u>各班を現在の課構成に合わせ修正</u>)</p> <p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画</p> <p>第1節 生活確保対策計画</p> <p>第6 金融措置計画</p> <p>1 近畿財務局京都財務事務所の措置</p> <p>(1) 現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、災害発生地域に所在する金融機関等に対し、金融上の措置を講じるよう要請する。</p> <p>ア 対象金融機関等</p> <p>(ア) 預貯金取扱金融機関</p> <p>主要行等[※]、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、<u>農林中央金庫</u>、<u>商工組合中央金庫</u>、労働金庫、信用農業・漁業協同組合連合会、農業・漁業協同組合</p> <p>※主要行等には、都市銀行、信託銀行、ゆうちょ銀行を含む。</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 証券会社等</p> <p>イ 金融上の措置の要請事項</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 証券会社等</p> <p>a～b (略)</p> <p>c 被災者顧客から、預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置</p> <p>d～e (略)</p> <p>給食の内容を広げにとらえるため (教育庁)</p> <p>府組織改正による (文化環境部・商工労働観光部)</p> <p>府組織改正による (文化環境部・商工労働観光部)</p> <p>近畿財務局防災マニュアルと文言統一 (京都財務事務所)</p>
震災 (18/21)		

367	第2節 住宅復興計画 〈表〉表4. 1. 1 公営住宅関係住宅災害対策	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">一般災害</th> <th colspan="3">激甚災害</th> <th rowspan="3">手続きの流れ</th> </tr> <tr> <th colspan="2">本激</th> <th>局激</th> </tr> <tr> <th>要件</th> <th>措置</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設</td> <td>(略)</td> <td>〈罹災者公営住宅建設事業〉 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(I) (略) (II) 災害公営住宅整備計画書の提出(事業主体→知事→<u>国土交通大臣</u>) (III) 住宅減失戸数の査定(災害確定報告書の提出後、<u>国土交通省査定官</u>、<u>財務省立会官</u>及び都道府県立会官が原則として被災現地において行う。) (IV)～(V) (略)</td> </tr> <tr> <td>復旧</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(I) 既設公営住宅復旧計画書の提出(事業主体→知事→<u>国土交通大臣</u>) (II) 補修費及び宅地復旧費の査定(災害確定報告書の提出後、<u>国土交通省査定官</u>、<u>財務省立会官</u>及び都道府県立会官が悉皆査定を行う。) (III) 補助金交付申請(事業主体→知事→<u>国土交通大臣</u>) (IV) 補助金交付決定(<u>国土交通大臣</u>→知事→事業主体)</td> </tr> </tbody> </table>	一般災害	激甚災害			手続きの流れ	本激		局激	要件	措置		建設	(略)	〈罹災者公営住宅建設事業〉 (略)	(略)	(略)	(I) (略) (II) 災害公営住宅整備計画書の提出(事業主体→知事→ <u>国土交通大臣</u>) (III) 住宅減失戸数の査定(災害確定報告書の提出後、 <u>国土交通省査定官</u> 、 <u>財務省立会官</u> 及び都道府県立会官が原則として被災現地において行う。) (IV)～(V) (略)	復旧	(略)	(略)	(略)	(略)	(I) 既設公営住宅復旧計画書の提出(事業主体→知事→ <u>国土交通大臣</u>) (II) 補修費及び宅地復旧費の査定(災害確定報告書の提出後、 <u>国土交通省査定官</u> 、 <u>財務省立会官</u> 及び都道府県立会官が悉皆査定を行う。) (III) 補助金交付申請(事業主体→知事→ <u>国土交通大臣</u>) (IV) 補助金交付決定(<u>国土交通大臣</u> →知事→事業主体)	国制度修正による(建設交通部)
	一般災害	激甚災害			手続きの流れ																					
本激		局激																								
要件		措置																								
建設	(略)	〈罹災者公営住宅建設事業〉 (略)	(略)	(略)	(I) (略) (II) 災害公営住宅整備計画書の提出(事業主体→知事→ <u>国土交通大臣</u>) (III) 住宅減失戸数の査定(災害確定報告書の提出後、 <u>国土交通省査定官</u> 、 <u>財務省立会官</u> 及び都道府県立会官が原則として被災現地において行う。) (IV)～(V) (略)																					
復旧	(略)	(略)	(略)	(略)	(I) 既設公営住宅復旧計画書の提出(事業主体→知事→ <u>国土交通大臣</u>) (II) 補修費及び宅地復旧費の査定(災害確定報告書の提出後、 <u>国土交通省査定官</u> 、 <u>財務省立会官</u> 及び都道府県立会官が悉皆査定を行う。) (III) 補助金交付申請(事業主体→知事→ <u>国土交通大臣</u>) (IV) 補助金交付決定(<u>国土交通大臣</u> →知事→事業主体)																					
368	第3節 中小企業復興計画 第3 府の計画 地震災害を受けた中小零細企業に対して、その状況に応じて、その都府判断し、対策を講じていく。 その内容としては 1～2 (略) 3 府産業支援センター(府中小企業技術センター、 <u>(財)京都産業21</u>)、 <u>府織物・機械金属振興センター</u> 、各府広域振興局に災害復旧に係る相談窓口を設け、融資相談等に応じ、復旧資金の金融円滑化に対処する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">一般災害</th> <th colspan="3">激甚災害</th> <th rowspan="3">手続きの流れ</th> </tr> <tr> <th colspan="2">本激</th> <th>局激</th> </tr> <tr> <th>要件</th> <th>措置</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設</td> <td>(略)</td> <td>〈罹災者公営住宅整備事業〉 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(I) (略) (II) 災害公営住宅整備計画書の提出(事業主体→知事→<u>地方整備局長</u>) (III) 住宅減失戸数の査定(災害確定報告書の提出後、<u>地方整備局査定官</u>、<u>地方財務局立会官</u>及び都道府県立会官が原則として被災現地において行う。) (IV)～(V) (略)</td> </tr> <tr> <td>復旧</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(I) 既設公営住宅復旧計画書の提出(事業主体→知事→<u>地方整備局長</u>) (II) 補修費及び宅地復旧費の査定(災害確定報告書の提出後、<u>地方整備局査定官</u>、<u>地方財務局立会官</u>及び都道府県立会官が悉皆査定を行う。) (III) 補助金交付申請(事業主体→知事→<u>地方整備局長</u>) (IV) 補助金交付決定(<u>地方整備局長</u>→知事→事業主体)</td> </tr> </tbody> </table>	一般災害	激甚災害			手続きの流れ	本激		局激	要件	措置		建設	(略)	〈罹災者公営住宅整備事業〉 (略)	(略)	(略)	(I) (略) (II) 災害公営住宅整備計画書の提出(事業主体→知事→ <u>地方整備局長</u>) (III) 住宅減失戸数の査定(災害確定報告書の提出後、 <u>地方整備局査定官</u> 、 <u>地方財務局立会官</u> 及び都道府県立会官が原則として被災現地において行う。) (IV)～(V) (略)	復旧	(略)	(略)	(略)	(略)	(I) 既設公営住宅復旧計画書の提出(事業主体→知事→ <u>地方整備局長</u>) (II) 補修費及び宅地復旧費の査定(災害確定報告書の提出後、 <u>地方整備局査定官</u> 、 <u>地方財務局立会官</u> 及び都道府県立会官が悉皆査定を行う。) (III) 補助金交付申請(事業主体→知事→ <u>地方整備局長</u>) (IV) 補助金交付決定(<u>地方整備局長</u> →知事→事業主体)	府織物・機械金属振興センターは産業支援センターの一部のため(商工労働観光部)
一般災害	激甚災害			手続きの流れ																						
	本激				局激																					
	要件	措置																								
建設	(略)	〈罹災者公営住宅整備事業〉 (略)	(略)	(略)	(I) (略) (II) 災害公営住宅整備計画書の提出(事業主体→知事→ <u>地方整備局長</u>) (III) 住宅減失戸数の査定(災害確定報告書の提出後、 <u>地方整備局査定官</u> 、 <u>地方財務局立会官</u> 及び都道府県立会官が原則として被災現地において行う。) (IV)～(V) (略)																					
復旧	(略)	(略)	(略)	(略)	(I) 既設公営住宅復旧計画書の提出(事業主体→知事→ <u>地方整備局長</u>) (II) 補修費及び宅地復旧費の査定(災害確定報告書の提出後、 <u>地方整備局査定官</u> 、 <u>地方財務局立会官</u> 及び都道府県立会官が悉皆査定を行う。) (III) 補助金交付申請(事業主体→知事→ <u>地方整備局長</u>) (IV) 補助金交付決定(<u>地方整備局長</u> →知事→事業主体)																					

372	第4 京都経済全体の事業継続計画の検討 京都経済全体の事業継続計画の検討を進める。 第7節 文教復旧計画 第3 教育活動の再開 3 教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。 (1) 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学援助」についての国の援助に関する法律(昭和31年法律第40号)、「学校保健安全法(昭和33年法律第56号)」、「学校給食法(昭和29年法律第160号)」による補助金に関する事。 (2) (略) (3) 災害を受け、就学困難になった生徒に対する「独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)」による学資貸与金に関する事。 (4)～(5) (略)	<p>第4 京都経済全体の事業継続計画の検討 (<u>近畿経済産業局</u>、<u>府府民生活部</u>、<u>府商工労働観光部</u>) 京都経済全体の事業継続計画の検討を進める。</p> <p>第7節 文教復旧計画 第3 教育活動の再開 3 教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。 (1) 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学援助」についての国の援助に関する法律(昭和31年法律第40号)、「学校保健安全法(昭和33年法律第56号)」、「学校給食法(昭和29年法律第160号)」による補助金に関する事。 (2) (略) (3) 災害を受け、就学困難になった生徒に対する「<u>京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例(平成14年京都府条例第34号)</u>」及び「独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)」による学資貸与金に関する事。 (4)～(5) (略)</p>	担当の明確化(商工労働観光部)
	375	第3章 租税の徴収猶予及び減免の措置並びに郵便関係補助 第3節 郵便関係補助 第3 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時において、郵便法第18条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。	<p>第3章 租税の徴収猶予及び減免の措置並びに郵便関係補助 第3節 郵便関係補助 第3 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時において、郵便法第18条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</p>

384 ～385	第5編 京都府東南海・南海地震防災対策推進計画 第2章 災害予防計画 第2節 教育・指導 2 児童生徒等に対する教育 府、市町村及び学校等においては、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して <u>地震防災教育</u> を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。 (1) 教育・指導(防災訓練の実施を含む)の内容 ア～ウ (略) エ 応急処置の方法 オ～ケ (略) (2) 教育・指導の方法 ア 教育活動全体を通じた児童生徒等への <u>地震防災教育</u>	<p>第5編 京都府東南海・南海地震防災対策推進計画 第2章 災害予防計画 第2節 教育・指導 2 児童生徒等に対する教育 府、市町村及び学校等においては、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して<u>防災教育</u>を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。 (1) 教育(防災訓練の実施を含む)の内容 ア～ウ (略) エ 応急手当の方法 オ～ケ (略) (2) 教育の方法 ア 教育活動全体を通じた児童生徒等への<u>防災教育</u></p>	地震も防災に含まれるため、学習指導要領と整合(教育庁)
-------------	---	--	-----------------------------

イ 研修等を通じた教職員への地震防災教育
ウ (略)

イ 研修等を通じた教職員への防災教育
ウ (略)

区分	京都府地域防災計画 事故対策計画編
----	-------------------

頁	現 行	修 正 案	修 正 理 由
4	<p>石油類流出事故対策計画編</p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>7 近畿地方整備局 (1)～(2) (略)</p>	<p>石油類流出事故対策計画編</p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>7 近畿地方整備局 (1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 平成17年6月14日締結の「災害時応援に関する申し合わせ」に基づく応援</u></p>	<p>申し合わせに基づく応援要請を追加 (近畿地方整備局)</p>
8～9	<p>第2編 予防計画</p> <p><表>関係機関通報連絡先 (日本海沿岸部の関係機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮津市 <u>総務室</u> ・伊根町 ・府中丹東土木事務所河川砂防室長 ・府丹後土木事務所河川砂防室長 ・近畿地方整備局 <u>舞鶴港湾工事事務所</u> 	<p>第2編 予防計画</p> <p><表>関係機関通報連絡先 (日本海沿岸部の関係機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮津市 <u>企画総務室 (NTT番号変更)</u> ・伊根町 <u>(衛星通信系防災情報システム番号変更)</u> ・府中丹東土木事務所河川砂防室 ・府丹後土木事務所河川砂防室 ・近畿地方整備局 <u>舞鶴港湾工事事務所</u> 	<p>電話機変更 (伊根町)</p> <p>電話機変更 (伊根町)</p> <p>他機関との整合 (機関名のみ) (中丹広域振興局)</p> <p>名称誤り (中丹広域振興局)</p>
25	<p>第4編 被害復旧計画</p> <p><参考資料>流出油防除資機材備蓄一覧表 (その1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関西電力(舞鶴発電所) (備考追記) ・関西電力(宮津エネルギー研究所) オイルフェンス <u>1,540m</u> 吸着マット <u>918kg</u> (備考追記) <ul style="list-style-type: none"> ・伊根漁業協同組合 ・養老漁業協同組合 	<p>第4編 被害復旧計画</p> <p><参考資料>流出油防除資機材備蓄一覧表 (その1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関西電力(舞鶴発電所) 備考 <u>数量は最低保有数</u> ・関西電力(宮津エネルギー研究所) オイルフェンス <u>660m</u> 吸着マット <u>340kg</u> 備考 <u>数量は最低保有数</u> <ul style="list-style-type: none"> ・京都府漁業協同組合伊根支所 ・京都府漁業協同組合養老支所 	<p>数量変動するため、法令に基づく最低保有数量を記載 (関西電力)</p> <p>名称変更 (農林水産部)</p>
27	<p><参考資料>流出油防除資機材備蓄一覧表 (その2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城陽市消防本部 吸着マット <u>189枚</u> A C ライト <u>170kg</u> パーライト <u>90kg</u> 乳化分散剤 <u>52L</u> 	<p><参考資料>流出油防除資機材備蓄一覧表 (その2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城陽市消防本部 吸着マット <u>237枚</u> A C ライト <u>200kg</u> パーライト <u>50kg</u> 乳化分散剤 <u>108L</u> 	<p>数量変更 (城陽市)</p>

事故 (1 / 7)

30	<p>海難事故対策計画編</p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(項目追加)</p> <p><u>6</u> その他関係防災機関</p>	<p>海難事故対策計画編</p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p><u>6 近畿地方整備局</u></p> <p><u>(1) 平成17年6月14日締結の「災害時応援に関する申し合わせ」に基づく応援</u></p> <p><u>7</u> その他関係防災機関</p>	<p>申し合わせに基づく応援要請を追加 (近畿地方整備局)</p> <p>番号繰下げ</p>
33	<p>第2編 予防計画編</p> <p>第1章 情報連絡体制の整備</p> <p>第4 気象情報等の伝達</p> <p>京都地方気象台及び舞鶴海洋気象台は、一般編第2編第1章「気象等観測・予報計画」に基づき、気象情報等を適時かつ確に発表するものとする。</p>	<p>第2編 予防計画編</p> <p>第1章 情報連絡体制の整備</p> <p>第4 気象情報等の伝達</p> <p>京都地方気象台は、一般編第2編第1章「気象等観測・予報計画」に基づき、気象情報等を適時かつ確に発表するものとする。</p>	<p>京都北部の気象予警報等の担当官署の変更 (京都への一元化) のため (京都地方気象台)</p>
40	<p>第3編 応急対策計画編</p> <p>第2章 通信情報連絡活動</p> <p>第1 被害情報等の収集・伝達</p> <p>3 府</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第3編 応急対策計画編</p> <p>第2章 通信情報連絡活動</p> <p>第1 被害情報等の収集・伝達</p> <p>3 府</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) なお、必要に応じ近畿地方整備局等に所属するヘリコプターの出動を要請し、早期の情報収集に努める。</u></p>	<p>石油類流出事故対策計画編と合わせる (近畿地方整備局)</p>
47	<p>航空事故対策計画編</p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(項目追加)</p> <p>4 大阪航空局 (大阪空港事務所)</p> <p>(1) 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報</p> <p>(2) 空港 (航空通信、無線施設等を含む。) 及び航空機の保安</p> <p>(3) 遭難航空機の捜索及び救助</p> <p>(項目追加)</p> <p><u>5～6</u></p>	<p>航空事故対策計画編</p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p><u>4 近畿地方整備局</u></p> <p><u>(1) 平成17年6月14日締結の「災害時応援に関する申し合わせ」に基づく応援</u></p> <p>4 大阪航空局 (大阪空港事務所)</p> <p>(削除)</p> <p>(1) <u>航空通信、無線施設</u>の保安</p> <p>(2) <u>遭難航空機の捜索及び救助</u></p> <p><u>4-2 新関西国際空港株式会社</u></p> <p>(1) <u>事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報</u></p> <p>(2) <u>空港及び航空機の保安</u></p> <p><u>6～7</u></p>	<p>申し合わせに基づく応援要請を追加 (近畿地方整備局)</p> <p>国管理空港から一部業務が民間へ移譲されたため (新関西国際空港株)</p> <p>番号繰下げ</p>

<p>47</p> <p>48</p> <p>48</p> <p>49</p> <p>51</p> <p>54</p>	<p>第4章 事故原因者の責務 突発的航空事故の原因となった航空機を運航する航空運送事業者の主要な責務は、次のとおりとする。 1 大阪航空局、消防、警察等関係防災機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び事故発生地市町村との連絡・協議</p> <p>第2編 予防計画 第1章 情報連絡体制の整備 第3 情報の分析・整理 大阪航空局は、収集した情報を的確に分析、整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。</p> <p>第4 気象情報等の伝達 京都地方気象台及び舞鶴海洋気象台は、一般編第2編第1章「気象等観測・予報計画」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。</p> <p>第3章 大阪航空局（大阪空港事務所）の措置 大阪航空局は、突発的航空事故の発生に備え、次の措置を講ずるものとする。</p> <p><図>情報連絡系統図 事故原因者・事故発見者→大阪航空局（大阪航空事務所）→大阪航空局→国土交通省・航空運送事業者・関係防災機関</p> <p>第3編 応急対策計画編 第2章 通信情報連絡活動 第1 被害情報等の収集・伝達 4 府 (1)～(3) (略)</p>	<p>第4章 事故原因者の責務 突発的航空事故の原因となった航空機を運航する航空運送事業者の主要な責務は、次のとおりとする。 1 大阪航空局、<u>新関西国際空港株式会社</u>、消防、警察等関係防災機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び事故発生地市町村との連絡・協議</p> <p>第2編 予防計画 第1章 情報連絡体制の整備 第3 情報の分析・整理 大阪航空局及び<u>新関西国際空港株式会社</u>は、収集した情報を的確に分析、整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。</p> <p>第4 気象情報等の伝達 京都地方気象台は、一般編第2編第1章「気象等観測・予報計画」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。</p> <p>第3章 大阪航空局（大阪空港事務所）及び<u>新関西国際空港株式会社</u>の措置 大阪航空局及び<u>新関西国際空港株式会社</u>は、突発的航空事故の発生に備え、次の措置を講ずるものとする。</p> <p><図>情報連絡系統図 事故原因者・事故発見者→<u>新関西国際空港株式会社</u>→大阪航空局（大阪空港事務所）→国土交通省・航空運送事業者・関係防災機関</p> <p>第3編 応急対策計画編 第2章 通信情報連絡活動 第1 被害情報等の収集・伝達 4 府 (1)～(3) (略) <u>(4) なお、必要に応じ近畿地方整備局等に所属するヘリコプターの出動を要請し、早期の情報収集に努める。</u></p>
<p>鉄道災害対策計画編</p> <p>第1編 総則</p>	<p>鉄道災害対策計画編</p> <p>第1編 総則</p>	

事故(3/7)

<p>60</p> <p>62</p> <p>63</p> <p>67</p>	<p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (項目追加)</p> <p><u>6</u> その他関係防災機関</p> <p>第2編 予防計画編 第1章 情報連絡体制の整備 第4 気象情報等の伝達 京都地方気象台及び舞鶴海洋気象台は、一般編第2編第1章「気象等観測・予報計画」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。</p> <p>第3章 鉄道事業者の措置 1 気象情報の活用 京都地方気象台及び舞鶴海洋気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図る。</p> <p>第3編 応急対策計画編 第2章 通信情報連絡活動 第1 被害情報等の収集・伝達 3 府 (1)～(3) (略)</p>	<p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 <u>6 近畿地方整備局</u> <u>(1) 平成17年6月14日締結の「災害時応援に関する申し合わせ」に基づく応援</u> <u>7</u> その他関係防災機関</p> <p>第2編 予防計画編 第1章 情報連絡体制の整備 第4 気象情報等の伝達 京都地方気象台は、一般編第2編第1章「気象等観測・予報計画」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。</p> <p>第3章 鉄道事業者の措置 1 気象情報の活用 京都地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図る。</p> <p>第3編 応急対策計画編 第2章 通信情報連絡活動 第1 被害情報等の収集・伝達 3 府 (1)～(3) (略) <u>(4) なお、必要に応じ近畿地方整備局等に所属するヘリコプターの出動を要請し、早期の情報収集に努める。</u></p>
<p>74</p> <p>75</p>	<p>道路災害対策計画編</p> <p>第1編 総則 第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 4 近畿地方整備局 (1)～(4) (略)</p> <p>第2編 予防計画 第1章 情報連絡体制の整備 第4 気象情報等の伝達 京都地方気象台及び舞鶴海洋気象台は、一般編第2編第1章「気象等観測・予報計画」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するもの</p>	<p>道路災害対策計画編</p> <p>第1編 総則 第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 4 近畿地方整備局 (1)～(4) (略) <u>(5) 平成17年6月14日締結の「災害時応援に関する申し合わせ」に基づく応援</u></p> <p>第2編 予防計画 第1章 情報連絡体制の整備 第4 気象情報等の伝達 京都地方気象台は、一般編第2編第1章「気象等観測・予報計画」に</p>

事故(4/7)

76	<p>とする。</p> <p>第3章 道路管理者の措置</p> <p>1 気象情報の活用 京都地方気象台及び舞鶴海洋気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図るものとする。</p> <p>第3編 応急対策計画編</p> <p>第2章 通信情報連絡活動</p> <p>第1 被害情報等の収集・伝達</p> <p>3 府</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。</p> <p>第3章 道路管理者の措置</p> <p>1 気象情報の活用 京都地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図るものとする。</p> <p>第3編 応急対策計画編</p> <p>第2章 通信情報連絡活動</p> <p>第1 被害情報等の収集・伝達</p> <p>3 府</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) なお、必要に応じ近畿地方整備局等に所属するヘリコプターの出動を要請し、早期の情報収集に努める。</u></p>	<p>化)のため(京都地方気象台)</p> <p>京都北部の気象予警報等の担当官署の変更(京都への一元化)のため(京都地方気象台)</p> <p>石油類流出事故対策計画編と合わせる(近畿地方整備局)</p>
86	<p>危険物等災害対策計画編</p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (項目追加)</p> <p>6 その他関係防災機関</p> <p>第2編 予防計画編 <図>情報連絡系統図 4 都市ガス等事故 府(危機管理・防災課、消防安全課、企業立地推進課)</p> <p>第3編 応急対策計画編</p> <p>第1章 応急対策の活動体制</p> <p>第1節 府の活動体制</p> <p>第2 活動体制 <表>事故警戒体制及び事故対策本部の配備 商工労働観光部</p> <p>第2章 通信情報連絡活動</p> <p>第1 被害情報等の収集・伝達</p> <p>2 府</p>	<p>危険物等災害対策計画編</p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>6 近畿地方整備局 <u>(1) 平成17年6月14日締結の「災害時応援に関する申し合わせ」に基づく応援</u></p> <p>7 その他関係防災機関</p> <p>第2編 予防計画編 <図>情報連絡系統図 4 都市ガス等事故 府(防災・原子力安全課、消防安全課、産業立地課)</p> <p>第3編 応急対策計画編</p> <p>第1章 応急対策の活動体制</p> <p>第1節 府の活動体制</p> <p>第2 活動体制 <表>事故警戒体制及び事故対策本部の配備 商工労働観光部(現在の課構成に合わせ修正)</p> <p>第2章 通信情報連絡活動</p> <p>第1 被害情報等の収集・伝達</p> <p>2 府</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>申し合わせに基づく応援要請を追加(近畿地方整備局)</p> <p>番号繰下げ</p> <p>組織改正による(防災原子力安全課・商工労働観光部)</p> <p>府組織改正による(商工労働観光部)</p>

事故(5/7)

	(1)～(3) (略)	<p><u>(4) なお、必要に応じ近畿地方整備局等に所属するヘリコプターの出動を要請し、早期の情報収集に努める。</u></p>	<p>石油類流出事故対策計画編と合わせる(近畿地方整備局)</p>
103	<p>林野火災対策計画編</p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (項目追加)</p> <p>4 その他関係防災機関</p> <p>第2編 予防計画編</p> <p>第1章 情報連絡体制の整備</p> <p>第4 気象情報等の伝達 京都地方気象台及び舞鶴海洋気象台は、一般編第2編第1章「気象等観測・予報計画」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。</p> <p><図>情報連絡系統図 府(危機管理・防災課、消防安全課、森林保全課等)</p> <p>第3編 応急対策計画編</p> <p>第1章 応急対策の活動体制</p> <p>第1節 府の活動体制</p> <p>第2 活動体制 <表>林野火災警戒体制及び林野火災対策本部の配備 農林水産部中 森林保全課</p> <p>第2章 通信情報連絡活動</p> <p>第1 被害情報等の収集・伝達</p> <p>2 府</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>林野火災対策計画編</p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 近畿地方整備局 <u>(1) 平成17年6月14日締結の「災害時応援に関する申し合わせ」に基づく応援</u></p> <p>5 その他関係防災機関</p> <p>第2編 予防計画編</p> <p>第1章 情報連絡体制の整備</p> <p>第4 気象情報等の伝達 京都地方気象台は、一般編第2編第1章「気象等観測・予報計画」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。</p> <p><図>情報連絡系統図 府(防災・原子力安全課、消防安全課、林務課等)</p> <p>第3編 応急対策計画編</p> <p>第1章 応急対策の活動体制</p> <p>第1節 府の活動体制</p> <p>第2 活動体制 <表>林野火災警戒体制及び林野火災対策本部の配備 農林水産部中 林務課</p> <p>第2章 通信情報連絡活動</p> <p>第1 被害情報等の収集・伝達</p> <p>2 府</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) なお、必要に応じ近畿地方整備局等に所属するヘリコプターの出動を要請し、早期の情報収集に努める。</u></p>	<p>申し合わせに基づく応援要請を追加(近畿地方整備局)</p> <p>番号繰下げ</p> <p>京都北部の気象予警報等の担当官署の変更(京都への一元化)のため(京都地方気象台)</p> <p>組織改正による担当課の移動(農林水産部)</p> <p>組織改正による担当課の移動(農林水産部)</p> <p>石油類流出事故対策計画編と合わせる(近畿地方整備局)</p>
	<p>広域停電事故対策計画編</p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p>広域停電事故対策計画編</p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p>	

117	(項目追加)				
		5. その他関係防災機関		5. 近畿地方整備局 <u>(1) 平成17年6月14日締結の「災害時応援に関する申し合わせ」に基づく応援</u> 6. その他関係防災機関	申し合わせに基づく応援要請を追加（近畿地方整備局） 番号繰下げ
120		第2編 予防計画編 〈図〉情報連絡系統図 府（危機管理・防災課、消防安全課、企業立地推進課、広域振興局）		第2編 予防計画編 〈図〉情報連絡系統図 府（防災・原子力安全課、消防安全課、産業立地課、広域振興局）	組織改正による（防災原子力安全課・商工労働観光部）
121		第3編 応急対策計画編 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 〈表〉事故警戒体制及び事故対策本部の配備 商工労働観光部		第3編 応急対策計画編 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 〈表〉事故警戒体制及び事故対策本部の配備 商工労働観光部（現在の課構成に合わせ修正）	府組織改正による（商工労働観光部）
122		第2章 通信情報連絡活動 第1 被害情報等の収集・伝達 2 府 (1)～(4)（略）		第2章 通信情報連絡活動 第1 被害情報等の収集・伝達 2 府 (1)～(4)（略） <u>(5) なお、必要に応じ近畿地方整備局等に所属するヘリコプターの出動を要請し、早期の情報収集に努める。</u>	石油類流出事故対策計画編と合わせる（近畿地方整備局）